

平成30年第2回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（3月7日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
会議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
北 條 利 雄 君	8
宗 田 雅 之 君	22
遠 藤 貴 人 君	33
関 根 政 雄 君	38
前 田 武 久 君	53
議案第4号～議案第13号の上程、説明	70
議案第14号～議案第21号の上程、説明	72
議案第22号～議案第31号の上程、説明	80
会議時間の延長	87
議案第32号～議案第41号の上程、説明	87
議員派遣について	89
散会の宣告	90

第 2 号 (3月13日)

議事日程	9 1
本日の会議に付した事件	9 4
出席議員	9 4
欠席議員	9 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 4
職務のために出席した者の職氏名	9 5
開議の宣告	9 6
議事日程の報告	9 6
議案第 4 号～議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	9 6
議案第 1 4 号～議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 2 2 号～議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 3 2 号～議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	1 0 6
請願第 1 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	1 0 9
日程の追加	1 1 0
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
閉会中の継続審査申し出について	1 1 1
閉会の宣告	1 1 2
署名議員	1 1 3

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成30年第2回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年3月7日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 4号 鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
提案理由の説明
- 日程第 5 議案第 5号 鮫川村村営バス条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 6 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 7 議案第 7号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第 8号 鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第 9号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第10 議案第10号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第11 議案第11号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第12 議案第12号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第13 議案第13号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第14 議案第14号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）

提案理由の説明

日程第15 議案第15号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第16 議案第16号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第17 議案第17号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

提案理由の説明

日程第18 議案第18号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第19 議案第19号 平成29年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第20 議案第20号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第21 議案第21号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第22 議案第22号 平成30年度鮫川村一般会計予算

提案理由の説明

日程第23 議案第23号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

提案理由の説明

日程第24 議案第24号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

提案理由の説明

日程第25 議案第25号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第26 議案第26号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第27 議案第27号 平成30年度鮫川村集体排水事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第 28 議案第 28 号 平成 30 年度鮫川村介護保険特別会計予算

提案理由の説明

日程第 29 議案第 29 号 平成 30 年度鮫川村交流施設特別会計予算

提案理由の説明

日程第 30 議案第 30 号 平成 30 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

提案理由の説明

日程第 31 議案第 31 号 平成 30 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

提案理由の説明

日程第 32 議案第 32 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村食と農の学習施設、
鮫川村農産物加工・直売所 手・まめ・館）

提案理由の説明

日程第 33 議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村特産品加工施設）

提案理由の説明

日程第 34 議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物保管調整施設）

提案理由の説明

日程第 35 議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物備蓄倉庫）

提案理由の説明

日程第 36 議案第 36 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村豊かな土づくりセンター）

提案理由の説明

日程第 37 議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村薪ステーション）

提案理由の説明

日程第 38 議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村高齢者総合福祉センター ひだまり荘）

提案理由の説明

日程第 39 議案第 39 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村村民保養施設、交流福祉センター さぎり荘）

日程第 40 議案第 40 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村高齢者向け優良賃

貸住宅)

提案理由の説明

日程第4 1 議案第4 1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(西山辺地)

提案理由の説明

日程第4 2 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
7番	前田雅秀君	8番	関根政雄君
9番	前田武久君	10番	宗田雅之君
11番	星一彌君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	鏑木重正君	農林商工 課併任農業 委員事務局長	村山義美君
地域整備課長	渡邊敬君	教育課長	鈴木守弘君
代査委員	根本一美君	会管計 理者兼 出納室長	古舘甚子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	齊藤利己	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年第2回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、斉藤利己君。

○議会事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

本議会に、村長、教育委員会教育長、農業委員会事務局長、代表監査委員に出席を求めました。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、議員派遣、出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。

2月23日、東白川地方町村議会議員研修会のため、議員5名を埴町に派遣いたしました。

次に、出張関係であります。2月23日、東白川郡森林組合第51回通常総代会のため議長が棚倉町に、2月27日、福島県町村議会議長会平成29年度第2回定期総会のため議長が福島市に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第2回鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますこと、御礼を申し上げます。

皆様には、3月1日に行われました修明高校鮫川校の卒業式にご出席をいただきまして、ありがとうございました。鮫川校の30年度の募集状況であります。1期選抜の合格者内定者が14名、2期選抜は志願の段階ですが今11名となっており、合計25名、過半数を超えている状況でありますので、安堵しているところであります。

さて、今定例会でご審議をいただく議案についてであります。条例関係議案が10議案、平成29年度の予算補正に係る議案が鮫川村一般会計補正予算（第8号）と7つの特別会計補正予算の8議案、平成30年度会計予算が一般会計と9つの特別会計合わせまして10議案、公の施設の指定管理者の指定についての議案が9議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての議案が1議案、合計38の議案であります。

平成30年度の一般会計当初予算は、前年度と比較しまして1億8,700万円、6.1%減の28億9,300万円となりました。この予算編成に当たりましては、東日本大震災の復興関連の予算が少なくなり、また、国の予算も厳しいため地方交付税交付金の減額が見込まれるもとで、財政調整基金や公有施設整備基金、そして福祉基金などの基金を合わせまして3億4,800万円を繰り入れさせていただいての予算となり、また、地方交付税交付金は前年度と比較いたしまして1,592万9,000円減額の14億3,703万8,000円、国庫支出金が8,491万8,000円減の1億7,540万6,000円、県支出金が4,657万5,000円減の2億7,820万7,000円、村債が1億3,500万円減額の1億8,440万円となるなど、近年にない厳しい予算の編成ではありました。

当然、不要不急の事業は後の年に送ることになるわけですが、原発事故による農作物の風評被害対策、そして第4次鮫川村振興計画「つながりで 支え輝く 村づくり」の基本理念をもとに、農林畜産業を中心とした各種産業を振興させる村づくり、里山景観を生かしたきれいな村づくり、人の集まる活気のある村づくり、赤ちゃんからお年寄りまでみんなが安心して暮らせる村づくりを目指し、これまで進めてまいりました各種の施策は可能な限り継続をさせていただいております。また、人口減少対策としての子育て支援の目玉であります幼

稚園・保育園の認定こども園への認定、そして定住環境を整備するための分譲地の造成事業、村道の整備事業、教育施設整備等の予算を計上させていただきました。

一般会計以外の予算につきましては、国民健康保険の運営が新年度から福島県に移管されることから、国民健康保険事業勘定特別会計が前年度と比較しまして1億628万円減の4億3,497万8,000円と大幅な減額予算となることから、9つの特別会計で13億249万7,000円、前年度と比較しますと6,708万6,000円の減額予算となっております。また、一般会計と特別会計を合わせまして41億9,549万7,000円、前年度と比べますと2億5,408万6,000円、率にして5.7%の減額予算となりました。

ご提案しました議案につきましては十分ご審議いただき、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

9番 前田 武久 君 及び

10番 宗田 雅之 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る2月26日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議をいたしました。

本定例会の案件は議長提出議案38件であります。請願のありました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、所管の総務文教委員会に付託をいた

しました。このほか、要望書2件は、鮫川村議会運営基準130の規定により議員に配付をいたしております。

次に、一般質問ですが、5名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めております。

会期につきましては、本日3月7日から3月13日までの7日間とし、日程につきましてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月13日までの7日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） おはようございます。

きょうは、傍聴席に日ごろお世話になっております行政区長さんを初めたくさんの傍聴者がいらっしゃいます。とても緊張しておりますが、与えられた時間を有効に活用して一般質問を行っていきたいと思います。

私は、今般の定例会におきまして3点について一般質問をいたします。

まず1点目でございますが、農業者収入保険制度についての質問でございます。

農業者収入保険制度が開始されます。品目の枠にとらわれず、農業者ごとの収入全体を対

象にした新たなセーフティーネット、経済的なリスクが発生したときに最悪の事態から保護する仕組みでございますが、自然災害などによる収量減少だけでなく、価格低下なども含めまして収入減少を補填する仕組みになっております。

青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人、法人）が対象で、青色申告を5年間継続している農業者を基本とされており、青色申告、簡易な方式を含みますけれども、この実績が加入申請時に1年分あれば加入できる制度です。これらの農業者収入保険制度についてお伺いをいたします。

まず、農業青色申告者の現状と対策についてであります。

加入対象者は農業青色申告に限定されておりますが、1つは、農業者の経営管理は、複式簿記、簡易簿記も含むとされておりますけれども、転換が基本であります。全体の本村における農業青色申告者、簡易方式を含みますけれども、戸数と全農家に占める割合について。

2点目に、農業の複式簿記（簡易簿記）への誘導方策や指導研修体制についてお伺いをいたします。

次に、収入保険制度の内容についてであります。

補償内容は、当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払い率）を補填するとされておりますが、1つは、基準収入は過去5年間の平均収入であり、経費の変動や生産費が伴っているかどうかは全く考慮されておきませんが、これら改善方策があるかどうかについてお伺いいたします。

2つ目は、掛金は補償限度額及び支払い率は複数の割合から選択するとされております。また、掛け捨ての保険方式に掛け捨てとしない積立方式も組み合わせることができるとなっております。従来の価格補償や戸別所得補償の農家負担と比較し高額であり、掛金への助成や緩和措置があるかどうかお伺いします。

3つ目は、収入減少を補填する農業共済や収入減少影響緩和対策、ナラシ対策ですが、などの類似制度との選択や、コスト増も補填する肉用牛、肉用子牛、豚肉、鶏卵については収入保険制度の対象から除外されておりますが、これらとの整合性や均衡についてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） まず、補助金の最初の質問であります農業者の収入保険制度についてのご質問にお答えを申し上げます。

農業者収入保険制度が平成31年1月から新しく導入されるわけですが、農産物の品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少のほか、価格低下などを含めた収入減少を補填する保険であります。

この保険は、従来の類似制度である農業共済、経営安定対策によるナラシ対策、野菜の価格安定制度など類似制度についてどちらかを選択して加入しますが、その保険料の掛金率は1%程度で、農家ごとの平均収入の8割以上が確保される新しい保険であります。

また、この保険は青色申告を行っている農業者が対象であります。加入の申請時に青色申告の実績が1年以上あれば加入できるので、現在の白色申告者であっても最寄りの税務署へ3月15日までに青色申告の承認申請を行えばこの保険の該当となります。例えば平成31年1月から加入する場合をシミュレーションすると、加入申請が10月から11月、保険料積立金の納付が12月末、保険期間は31年1月から12月、保険金の請求は翌年の確定申告後の3月から6月となります。この場合、青色申告の実績が平成29年分以前の前1年以上が必要であるという条件であります。

1つ目の農業青色申告者の現況と対策についての質問ですが、まず1点目の農業青色申告者の割合は、2015年の農林業センサスによる農家戸数が479軒、このうち青色申告者が27軒となり、村の割合は5.6%になります。

次に、農業の複式簿記等の指導及び研修ですが、新たに法人化を希望する農業者に対しては、随時、経営管理能力の向上を図ることを目的に、福島県農業会議や県南農林事務所の専門職員による指導を行っています。今後、収入保険の導入によって増加と思われる青色申告者や経営管理能力の向上を希望する農家に対しては、各関係機関との連携を図り、個々の農家を支援する所存であります。

次に、基準収入の改善方策は、過去5年間の収入平均値の9割を下回った場合において下回った額の9割が補填されますが、この収入の中には費用は含まれていないため、農産物の単収は申請者ごとに違います。さらに、基準収入の考え方も、規模拡大など面積要件や収入要件が前年と違う場合には、経営実態に即した補償水準が修正されます。このことから、基準となる収入も随時修正されますので、この制度内容を注視し、改善点があれば関係機関に要望する考えであります。

2点目の掛金への助成や緩和策の対策ですが、この保険は、掛け捨て保険方式と掛け捨てにならない積立方式の組み合わせとなっています。保険料は50%、積立金は75%の国庫補助があり、自動車保険と同じように、保険金受け取りが少ない場合、掛金が下がります。また、

積立金は補填の支払いがなかった場合は翌年に繰り越され、保険料だけの負担で加入できます。例えば基準収入が1,000万円の農業者は掛け捨ての保険料7万2,000円、積立金分が22万5,000円、合わせまして29万7,000円の負担となり、万一の場合は800万円台の収入が確保できるということでありませぬ。

従来の農業経営安定対策によるナラシ対策や野菜価格安定制度の掛金と比較して、米単体の比較では約7割、野菜の比較では約5割と、保険の掛金は低い水準となります。保障内容の違いはあり単純には比較できませんが、農家負担の掛け捨て保険料は補償基準収入の1%と低く、かつ手厚い国庫負担が充実しているため、この掛金に対する村単独での助成は現在のところ考えてはおりませぬ。

3点目の類似制度との関連性ですが、収入保険制度自体、収益性が高い野菜などの生産・販売や、複合経営など大規模かつ多角化の農産物を対象に新たに導入された制度です。一方、既存の制度であるナラシ対策、農業共済制度は、実施主体の福島県農業共済組合がタブレットを活用して制度の違いを簡単に掛金や補填の仕組みなどを説明できる体制を整えて、農家が安心して各制度を選択できる仕組みが整備されています。

また、畜産物の価格保証制度である肉用子牛生産補給制度、肉用牛繁殖経営支援事業、肉用牛飼育経営安定特別対策事業などは、収入減少だけではなくコスト増に対応する内容も含んでいるため、既存の制度のほうが有利なのではと思われませぬ。

この収入保険は農業経営者ごとの収入全体の総合的なセーフティネットとしてのツールであり、意欲のある農家経営を支援することが食料の自給率を押し上げる原動力につながるため、今後も、実施主体である福島県農業共済組合と連携を密にし、各農家への必要な情報を提供する所存であります。

以上で3番、北條議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

今のこの農業者収入保険制度、これから始まる事業で、しかも国が定めた制度であります。これから実施するわけで、なかなかスムーズに現実にはいかないんじゃないかと思う部分がありますが、一つはやはり肉ですね。農産物の中の肉の部分と、牛、豚、鳥なんかのやはり経費を見ない、コスト増になる部分を見ないというのはちょっとやはり私はおかしいんじゃないかと思うんですね。農業経営やっていく上では、収入もそうですが、生産費とか経費で皆さん苦しんでいるわけですね。やはりここには農薬、肥料も含めた、そのほか農機

具も含めてかなりの部分で経費がかかっているわけです。これをやはり見ない。幾ら収入が、例えば毎年同じくらい収入を上げたとしても、経費が毎年違うため皆さんが苦しんでいる。もうからないやつはやらないという話になってくるわけです。

こういう部分で、保険制度としては収入で補填するということではいいんですが、経費を見ない。やはり肉、牛、それから豚、鳥なんかを含めてコスト増も見るということが、基本的には経営上、そして保険としては農家にとってはありがたいものじゃないかと思うんですが、これが全く考慮されていないというのはちょっと私、疑問なんです。

村長は今の答弁で、これから改善点があれば農業共済も含めて国・県に働きかけをしていくというのは当然お願いしたいわけですが、鮫川村村長は今までも、鮫川村は農業の村だよと。ここをきちんと確保して元気な村にしていくということをいつも言っているんですけど、やはりこういう部分で、細かい部分ですが、ぜひ県・国も含めてこの経費の部分、コストの部分も含めて改善できないかというのをぜひ要請いただきたいと思うんです。

それとあともう一点は、現在、確定申告、それから住民税申告の最中でありまして。きょうも隣の部屋で多くの村民の方が申告をされておりますが、やはりこの収入保険制度の中でも青色申告をやっていることが前提だと言っているわけですね。青色申告というのは当然、誰でもわかっているんですが、経営簿記を明らかにして、きちんとした経営を進める上で大切なものだと思うんです。それを進めながら、生産費とか経費を見ていないというのはやはりおかしい。

鮫川村は、今申告やっている中でも農業者に農業収入経費内訳書とか収入内訳書付表という、基本的には複式簿記にはならなくても簡易簿記と同じくらいの書類を提出を求めている、今申告されています。これをちょっと変えれば、税務署に青色申告をやりますよと言えば簡単にできるほどの、村は今までもいろんな実績の中から農家に対する指導をやっています。だから、もし加入する農業者をふやすとすればこの申告の部分はかなりの部分でクリアできるんじゃないかと私は思っていますので、現在申告されているものをこの収入保険制度につなげるということもぜひ指導しながらやっていただきたいと思います。

その辺も含めて新たな制度ですので見守る必要があるんですが、やはり現時点での改善すべき点もありますので、ぜひこの辺を村長にお願いしたいということで再度答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、北條利雄議員の農家を思うその収入保険制度については、私も、農家収入の向上を図るための保険では大歓迎です。ただ、鮫川村には向いていない保険であ

ると常々思っております。

今度、2月の初めでしたが、福島県の町村会の役員と福島県選出の国会議員との懇談会が東京永田町でありました。前の日は夕食を伴って3時間ほど与党議員と、そして次の日の朝、朝食を食べながら7時半から9時まで野党議員との懇談です。この中で私はお願いしてきました、国会の先生方に。先生、私の村、鮫川村は農業しかありません。先生方は農業が、地方が年々よくなっていくように頑張っていてくれるのではないかと思います。ですがどうでしょう。農業収入は年々減っていきますよ。年々地方は悪くなっているんですよ。その姿を先生、目の当たりに見ているんじゃないですか。豊かな農業どこにあるんですか。ごく一部の、本当に一つかみの人たちは立派な経営して豊かな農業にいつているかもしれません。今ほどの収入保険制度に加入できる鮫川村の5.6%の人たちはそうかもしれません。ですが、残された94%の人たちはこの保険に入れないんです。

ですから、私は国会議員の与党の先生方に言ってきました。先生方は野党の時代に民主党が提案した農業者の戸別補償、あれほどいい保険なかった。あの保険があったために鮫川村の農家は一反歩1万5,000円、そして下落分の補償があったんだと。あの保険、23年、24年の2年しか、先生方は選挙で勝ったんだから、逆転したらたちまちになって、そして30年で終わり。新たに収入保険制度、とんでもねえから、これと、これは小言を言ってきました。

ただ、今、北條議員が申されたように収入保険に変わったんですから、この保険に対してしっかり取り組まなければならないと私は思っております。ですから、いつまでも戸別所得補償にこだわらないで新たな収入保険に前向きに取り組もうと思って今検討しておりますが、今、費用を見ていないと議員がお話しになりましたが、要するに青色申告です。ですから、青色申告の場合には収入支出が明らかになっていますから、決して費用は見ていないわけではないんです。収入の補填ですから。一反歩当たりの保険ではないんです。ですから、農家収入はこれで守られると思います。

ただ、一番しゃくにさわるのは5.6%。ですから、鮫川で31年から入れる人は、始まりは31年ですから、5.6%しか入れません。幾ら頑張っても、ことしの3月15日までに青色申告を申請した場合には、30年度からしか青色申告ができないわけですから、そうすると32年になります。ですから、1年も2年もおくらせてしまいますから、本当にもつてのほかの私は保険と思っておりますが、しょうがない。差し当たり政権が変わるまでは、今の与党の考え方が、農業政策が変わるまでは、この収入保険でしっかりと対応させてもらうように努力をします。

あともう一つの質問は、青申の指導はこれは徹底して、もちろん商工会でもできますし、あと県南農林事務所も出張してこの指導はしてくれると思います。今、農家の人たちは略式の場合には簡単に申請だけでオーケーです。申請だけで、あと書類だけしっかり持っていけば複式簿記にならなくても。ただ、複式簿記になると65万の控除があります。単式ですと10万ですから、やはりどうせやるのであれば複式簿記やったほうが賢いかなと思っておりますが、その辺、これから指導員と相談しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 農業のことについては村長は専門家でありますし、今、国会に行って議員の皆さんにお話しされたことも、熱い思いを多分言っていたのではないかと私は思っていますけれども、でもやはり現段階でこの農業者収入保険制度、やはり生産費、経費ってほとんど、残念ですけれども、当然、収入から経費を引いた残りが所得だというのは今も申告で当然誰よりもわかっていることではあるんですけども、その経費、生産費を反映させていないということ自体がやはり違うんだらうと思うので、この辺は、今、村長が言ったとおり、これからの制度改善につなげてほしいということで働きかけをお願いしていただきたいと思います。

それから、青色の申告です。やはり農家の方たち、本来は経営基盤を確保するには複式簿記が一番いいんですが、簡易簿記も認められているわけですね。そんなに難しくなくても、こんな数字いじくっても、難しいと思う人は誰でも思うわけですね。そういう部分で簡易複式簿記を認められているんですね。

鮫川の場合は、今も農家から集めているいろんな、収支内訳書も含めて、ちょっと申告するといえば、中身を見ると、私も青色申告ずっとやってきましたけれども、難しくありません。今やられている、村が指導して農家の人から集めている資料を申告すれば、毎年、大体簡易簿記に変わるわけですね。そういう部分ではもう基礎ができていますので、この辺を農家に、ぜひ収入保険制度に切りかえるように、青色申告に切り替える指導、簡単にできるはずなので、ぜひ村として農家に対してこれらの指導をお願いしたいと思います。

国がつくった制度を村にどうだ、こうだと私も余り言いたくないんですが、でもやはり鮫川村は村長が言っているとおり農業の村であります。農業がその制度を受けてきちんとやっていこうと思ったときに、こういう生産費、経費を見ないとかという部分がこれから出てくるのは目に見えているので、やはりこの部分を改善する点は、あらゆる機会を設けてぜひ要

望と改善にご努力いただきたいと思います。

次に移ります。

次に、自殺対策計画策定と取り組みについて質問をしたいと思います。

自治体に自殺対策の計画づくりを義務づける自殺対策基本法が成立、施行されております。自殺対策を巡っては、自治体間の取り組みの温度差を解消し、地域の実情に応じた自殺対策の計画作成を義務づけるものであります。

自治体で自殺者の年代や性別、職業といった傾向も分析をされております。若者の自殺予防に向けては、学校と保護者、地域の三者協力体制を一層強化するよう促されております。対策にかかる経費は交付金の支援や情報面での支援もございます。若者の自殺も深刻で、15歳から39歳の死因の第1位に自殺が挙げられるのも先進7カ国では日本だけであります。非常事態であることには変わりはありません。

今後は、自殺対策の主役は地方自治体が担っていくこととなります。悩みを抱える人が速やかに問題を解決できる地域社会をつくることが重要となります。その意味で自殺対策は地域づくりと同じであり、生きることの包括的な支援の構築であると思います。ただ、自治体ができる対策にはどうしても限界があります。だからこそ、協力機関とのネットワークを強化しながら、民間団体の力、地域の力とともに対応をしていくことが求められております。

本村の改正自殺対策基本法に基づく自殺対策計画策定と取り組みについての考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の2つ目の質問、自殺対策計画策定と取り組みについての質問にお答えを申し上げます。

28年4月に施行されました改正自殺対策基本法では、北條議員ご指摘のとおり、それまでの自殺イコール鬱対策という考えから大きく転換し、鬱対策だけでなく、広く生きる支援としての自殺対策としても位置づけられました。誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、これに対処していくことが重要な課題とされ、都道府県及び市町村はそれぞれ自殺対策計画を策定することが義務づけられました。

これを受けて、昨年7月25日に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、昨年11月に厚生労働省から、都道府県及び市町村の自殺対策計画策定のためのガイドラインが公表されたところであり、このガイドラインには自殺対策計画に盛り込むべき内容や策定方法が示さ

れております。

具体的には、行政のトップが責任者となり庁内横断的な体制を整え、全庁的な取り組みとして自殺対策計画を策定すること、策定の過程において広く住民や地域ネットワークの参加を得ること、計画する各事業については、担当課と実施時期を明確にすること、可能な限り評価指標や目標を定めることなどが求められております。

村では、このガイドラインに沿って、平成30年度において自殺対策計画を策定する考えであります。

なお、現在、村が行っている自殺対策関連の事業には、思春期の子供たちが自己肯定感を育むとともに、自他を尊重し大切にできるために考え、行動できるようなことを目的に実施している思春期保健事業や、不安や悩みを抱える者に対し専門職が心身の状態と生活状況を確認し、助言や相談支援を行うところの相談会や、障害を持つ人が社会的孤立や家庭内に閉じこもるとなるようなことを予防するための日常生活訓練事業などがあります。

また、特に若年層は自殺の予兆を発見することが難しいため、昨年度から村内の小・中・高校の教職員を対象に、自殺のサインに気づき、適切な対応ができる能力を身につけてもらうことを目的に、ゲートキーパー養成講座を実施しております。

また、自殺予防週間というのが9月10日から16日、そして自殺の対策月間が3月だそうです。この3月に合わせまして、自殺予防推進のための啓発物品の配布などを行っております。

村では、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしく生活をするように、住まいや医療・介護・予防・生活支援が一体として提供される地域包括ケアシステムを構築する取り組みに力を入れているところでありますが、この取り組みも、改正自殺対策基本法にうたわれております「生きることの包括的な支援」に位置づけられる事業の一つでもあると思います。

自殺に至る直接的な要因は鬱状態が最も大きいそうですが、そこに至るまでには複数の要因が存在し、複雑に連鎖していると思われます。そのために、その時々状況に応じた適切な支援が必要となります。さまざまな施策、人々、組織が連携し、自殺対策の一役を担っているとの意識を広げ、他人事ではなく我が事として捉え、対応できる人をふやすことが大切だと思います。必要な人に、必要なときに、必要な支援が届くように、引き続き地域づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上で3番、北條利雄議員の2つ目の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

自殺対策計画、30年度に策定するというところであります。ぜひ村長が答弁されたようにそういう部分でお願いしたいと思うのですが、やはり自殺の多くというのは個人の自由な意思とか選択によるものではないはずなんですね。失業とか長時間労働とか多重債務とか、さまざまな社会的な要因によりまして心理的、精神的に追い込まれた末の死であります。それと、自殺を図った多くの方は鬱病だとも精神疾患にかかっているとも言われております。ストレス過多の社会の中で、自殺は、特定の人だけの問題ではなくて私たち全ての村民に起こり得る問題だと私は認識しております。また、遺族や周りの方々に深い悲しみと生活上の混乱をもたらしますし、社会全体にも大きな影響を及ぼします。

村民一人一人が鬱病などの精神疾患を正しく理解し、かけがえのない命を守ることの大切さを認識し、さらにさまざまな社会要因の見直しなどに関係機関などが連携して取り組んでいただいて、村民の皆さんが生きる喜びを共有できる、そういう村づくりをしていただきたいということで村長の考えをもう一回お伺いしたいのと同時に、現在、本村でも高齢者向けの地域ふれあい教室、それから最近では、本村の富田地区で高齢者支援として活動されている富田げんき支援隊の話が出ておりました。ひとり暮らしの高齢者世帯の訪問活動とか見守り活動、そして相談を受けるということで、このボランティアの皆さんが各家庭を訪問して膝を交えているような相談事や心配事を聞くということも含めて、大切な活動だと私は思っております。

ほかの行政区も、高齢者を集めた地域ふれあい教室、それから高齢者の相談に乗るという傾聴ボランティアの活動も積極的に行われておりますけれども、こういうことも含めて地域の活動は実際はやられているんですが、こういう部分での連携も含めて、行政区、それからボランティアの皆さんと一緒に連携も含めて、やはり鮫川村から自殺者を出さない、生きる喜びをみんなで分かち合うし、行政もそれに対して支援していくよという部分で、ぜひそういう計画にしていきたいなと私は思っています。

それから、高齢者もそうなんですが、特に若い人は鬱病というのが結構多いみたいで、鬱病を発症している人の把握もそうなんですが、これらの連携も出先の地域包括の部分で進めていくということになってはいますが、やはりこれからの次世代を担う若い人たちの死亡というのは残念でなりません。この計画の中にきちんとその連携も含めてうたっていただきたいと思っておりますので、それを含めて村長に再度答弁を求めたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この自殺防止対策はとても重要な問題であると思います。鮫川村でも毎年、こういった悲惨な事態が発生していることも事実であります。こういった人たちは恐らく自己を否定しちゃうんですね。自己を肯定して生きていれば楽しいことがたくさんあるんだよと、そういったことがどうしても思えなくなっちゃうんですね。村の責任として、いつも皆さんが集ってにぎわいのある、そういった場所の提供も必要なのかなと、そういったたびに思います。自己否定で自分をなしにしちゃう、もっと肯定的な生き方できないのかなと、それにはもっと人の集まる場所がいいのかなと、多目的広場のような場所があればいいなど、いつもそんな事件が起こるたびに考えております。

特に高齢者の皆さんには、今、議員からお話がありました富田地区の活動は、高齢者の自宅を戸別訪問して、そして高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して生きていられる、そういった支え合って生きる、こういったことがとても大事であろうと思います。

こういった村だからこそ、1,200戸くらいしかない、隣の家、誰がどういった青春、若い時代を送ったのか、どういった苦勞をした、どういった年輪を重ねてきたのか、みんな知っているわけです。こういった人でお互いに支え合って村づくりをできるような明るい農村、明るい地域づくり、そしていつかは明るいイベント広場ができたらいいなという思いでありますので、その辺、皆さんと相談しながら取り組んでまいりたいと思います。そして、子供たちには肯定的な生き方を、生きていれば楽しいことがたくさんあるんだよと思えるような村づくりに取り組んでまいりますので、皆さん方のなお一層のお力添えもお願いして、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ことし、30年度に自殺対策計画を策定するということでもあります。今までの村の事業、それから他区行政区の事業、ボランティアの皆さんの活動も踏まえて、やはりこういう部分で連携をとっていただいて、村民の皆さんが気づきとかつなぎとか見守りとかそういう部分を連携しながら、この村で生きていくのは楽しい、そしてみんなで喜びが共有できる、そんな村、村長が言っているとおり、これは皆さんで実現していこうではないかと私は思っています。

そういう部分では、この計画策定、いろんな分野の人に携わっていただいて、当然、行政区もそうでしょうし、傾聴ボランティアもそうでしょうし、現在活動されている皆さんの声をこの自殺対策計画の策定に生かしていただきたい、そういうふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3つ目に移りたいと思います。

3つ目は、自治体クラウド導入の方向性についてであります。

横文字でなかなかわかりにくい、クラウドなんていうことでなかなか私も勉強させていただきましたが、自治体クラウド、要するにインターネット上でデータなどを保存して、一元化してサービスを提供するということです。これらは、各自治体の庁内で保有・管理する従来の導入型システムにかわりまして、外部のデータセンターで保有・管理されているシステムをネットワーク経由で利用できるようにする仕組みでございます。

財政収支が厳しさを増し、国から十分な支援も期待しにくい状況下で、クラウドは、行政情報システムの構築・運用や事務の効率化を通して行政コストを大幅に削減すると同時に、住民サービスを向上させる電子自治体の基盤にもなり得る技術として、自治体の注目を集めております。今後発生する大規模な法制度改正に対応するために、その数は確実にふえていくことが予想されております。

自治体システムは、業務に応じて提供元となるベンダー、これは製品の供給業者ですが、異なるケースもあります。その際に問題になるのが業務間の連携部分です。総務省が推進している地域情報プラットフォーム、動作するための土台、基盤として機能する部分でございますが、この準拠で規定されている連携インターフェース、異なる2つのものを仲介する、そういうことを備えることで製品の供給業者の垣根を越えた円滑な連携が可能になり、情報システムの調達・運用の合理化や住民サービスの向上につながるということが可能となります。

本村でも自治体クラウドを導入すべきと考えますが、認識と方向性をお伺いしたいと思います。

その自治体クラウドの中で実施する場合の、東白川地方の管内町村での自治体クラウドが可能かどうか。それから、広く言えば白河地方広域市町村圏管内での自治体クラウドも必要じゃないか。ここには書いてありませんでしたが、それならば福島県内全体で自治体クラウドやったらどうかということも考えられますけれども、その点も含めて村長にお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の3番目のご質問、自治体クラウド導入の方向性についてのご質問にお答えを申し上げます。

行政情報システムについては、コスト削減、効率化等の観点から、近年、国・地方ともク

クラウド化が推進されています。このうち地方公共団体の情報システムについては、自治体クラウドと言われるシステム形態を導入する団体が増加しています。この自治体クラウドについては、情報システムのコスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上、災害に強い基盤構築などの観点から有効な取り組みであるとされています。

国においては、平成25年に閣議決定した経済財政運営と改革方針において自治体クラウドの取り組みを加速するとし、さらに世界最先端IT国家創造宣言において、自治体クラウドについて、番号制度の導入とあわせて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取り組みを加速するとし、自治体クラウドの推進は政府の重要施策の一つとして位置づけられました。

これを受け、総務省においては、自治体クラウドの導入を初めとした地方自治体の電子自治体にかかわる取り組みを一層促進することを目的として、平成26年に「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を策定し、地方公共団体に対して通知をしました。

議員おただしの導入についての認識と方向性についてであります。まず自治体クラウドの導入については、2月の議会全員協議会で平成30年度の主要事業の中で皆さんにご説明をさせていただきましたように、本村においては、平成30年度からクラウド化を図るため、TKCへの移行事業費を計上させていただいたところであり。今議会に800万ほど提案させていただきました。内容については、住基、税務情報、国保、介護、後期高齢者医療などの基幹系及び公会計などの内部情報系についてTKCクラウドに移行するものであります。

このTKCクラウドについては、郡内では棚倉町と埴町と本村の3町村が利用することになっております。矢祭は別のクラウドを利用しているそうです。白河地方広域市町村圏内の管内でのクラウド化については、これができるかと管内すべてだと思ったんですけども、もう既に違うよその、TKC以外のクラウド化をしているそうで、これまでも検討が進められているところですが、現段階では東白川の3町村のみで、残る6市町については、ベンダーがそれぞれ異なることの理由から今後検討が進められることになるのではないかと思います。

以上で3番、北條利雄議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

クラウド化ということで、村長の答弁だと30年度から郡内3町村、TKCを利用している3町村でクラウド化やるんだよというお話しされていまして、私どもの村にも当初予算の説明というか、要約で説明いただいたものにも入っております。予算にも入っておりますの

で30年度に進めるんだと認識しておりますけれども、矢祭は多分、F I Cですか、3町村、残りの埜、棚倉、鮫川はTKC、そのほか広域市町村管内の5市町村ですか、ここも違うところでやると思うんですが、やはり問題は独特の、センターを使っているからではなくて、これは利用している供給業者を一元化してそのサービスでできるように連携させるということが大きな目標なんです。今までの経過も含めて、TKC、F I Cとかいろんな会社あるけれども、それは別々に、だからそれを利用している市町村だけがやるということじゃなくて、基本的にはそういうことの垣根を越えた連携をやる。そして、冒頭に村長が言ったとおり、災害、住民の生活、サービスも含めてやはり軽減化していくという役割があるわけですね。

ですから、今のやり方だとまさに供給する業者が同じところだけが仲よくなって、共有すればいいという話ではないはずなんです。ここをもう少し学習していただきたい。そうじゃなくて、そういう供給業者が違って連携してできるような、そういうシステムを総務省も考えているわけです。だから、そういうことも含めると、やはり利用している自治体だけで仲よくしましょうという話ではないと私は思うのですが、その辺もう一度、村長に答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、北條利雄議員の均一化というのはとても大事なことだと思うんですけども、そのベンダーによってそれぞれ得意わざがあるんですね、企業秘密があるんです。それを情報提供しないんですね。例えば国保に強い、公会計に強い、高齢者の医療に強い、こういったところがベンダーによって少し、わずかな違いなんですけれどもあります。その辺が均一化されればいいんですけども、その辺、座るたびにお話をしながら、やはり全国一つのベンダーでやるのが、ただ、それぞれ企業も命かけていますからね、そういったことはお願いしながらその実現化に向けて努力していきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 供給業者にすればそのとおりなんです、基本的には災害が発生したり重要業務を中断することなく継続可能にしていくということで、それから経費をかけない部分で、これからの電子システムも含めて、マイナンバー制度も、当然私たちもいろんなものがもうマイナンバーで明らかにされています。国はもういろんな分野で把握していますし、これからは、先ほどの青色申告の話じゃないですけども、入るものも出るものも、行政がやることも、個人の情報も、もう知り得る時代になってきたのかなと思うわけですね。そう

いう部分で、先ほどのベンダー、製品の供給業者が違うからということじゃなくて、すぐには多分いろんなかわりがあるので簡単に切りかえというのは難しいと思うのですが、やはりその垣根を越えてやるようにするのがこの自治体クラウド導入の役割なのかなと私は思っているんです。これから、先ほど言ったとおり、郡内だけじゃなくて白河広域市町村圏、福島県内、場合によっては国全体になるかもわからないけれども、そういうことを前提にしてこのクラウドを進めていっていただきたいなと思います。

以上、私の一般質問3点でございましたが、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成30年度第2回村議会定例会において2点について質問させていただきます。

1点目、人口減少期における村づくりについてお伺いいたします。

人口減少に伴い村のありようも様変わりする中で、これらに合った村づくりも大変重要であると考えます。今後、急激に進むであろう人口減少、少子化、高齢化に対応した村づくりをどのように構築していくのかお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の最初の質問、人口減少期における村づくりについての質問にお答えを申し上げます。

議員おただしのとおりであります。本村においても、少子高齢化とともに人口減少が急激に進んでおります。鮫川村人口ビジョン・総合戦略では、国立社会保障・人口問題研究所での推計で、今後もその傾向が続くと2040年には村の人口が2,460人まで減少すると推計されております。これに対しまして、人口ビジョンでは、今後、総合戦略を展開することにより人口減少を少しでも緩やかにしよう、2040年の人口を約3,090人、2060年で約2,710人の人口を推計していくことを目標として計画をさせていただきました。

総合戦略では3つの基本目標を掲げ、この戦略を通じて、これからの時代を生きる子供たちの皆さんや若い人たち及び女性の方々が自分らしく生きることが出来る環境に向けて、将

来への投資を行い、人口減少・超高齢化社会において一定の人口と地域の活力を維持していくとされています。

具体的には、まず1つ目として、村を離れて暮らしている村民の方々に対し村の情報提供などによりつながりを保ち、将来的なUターンにつながるように努めていくというものであります。また、都市部での暮らしをやめて地方で暮らしを模索する人たちに向けて、村の情報を発信したり、短期のお試し移住を働きかけるなど、Iターンの促進を挙げております。

2つ目は、村民のアイデアをビジネスに変える仕組みをつくり、小さな仕事、スモールビジネスをふやし、農産物などの地域資源の活用とその加工開発に取り組むとともに、村の商社機能を立ち上げ、都市部への営業を強化するとしています。

3つ目は、他の町村から移住者向けの住宅を確保し、若い人材が村にIターンできる環境を整備するとしています。また、保育、学習環境を充実させ、これに魅力を感じてふるさと留学する子供たちをふやし、さらに村民の学びの機会を積極的に捉え、村民と地域の持続的な成長、発展を生かしていくとしています。

最近、これまでの「田園回帰」のセカンドステージとしての関係人口という言葉が使われているようであります。明治大学の小田切教授は、この「関係人口」について、定住人口でも交流人口でもない人々で、関心人口または関与人口いずれかに該当する人々とし、内閣府の世論調査、2014年です、で20歳代の男性の約半数に移住願望があるという結果を紹介し、しかしながら、これらの若者がいきなり移住するのではなく、移住に至るまで、特産品購入やふるさと納税、ボランティア活動といった地域へのかかわりを少しずつ深めるかかわり段階があるのではないかとしています。そして、国の移住政策はこのかかわりの段階をバリアフリー化するものであり、市町村もそこにチャレンジすべきであると強調しているようであります。

また、関係人口が形成された背景として、若者のライフスタイルの多様化やSNSによるかかわり手段の高度化、関係性を持つことを、時代から価値が生まれる「関わり価値」の発生を挙げ、グローバルビジョンのもとで家族共同体が解散していったことへの反作用として、かかわることへの価値が生まれてきたのではないかとされています。

一方、政策面では、総務省の研究会等での関係人口に着目した支援策が検討中であるとして、さらに関係人口をめぐる問題として、国においては関係人口の量的・質的把握を行うこと、また国や自治体による受け皿整備の目的は量的拡大ではなく関係性を持続することが重要であり、地元のNPO等が次なるかかわりへのステップアップを支援したり、地域においては「関わり価値」を磨き上げることが必要であるとしています。

総務省では新たに、地域との関わり創出事業と地域おこし未来塾の事業を計画し、都市部から人口減少が進む地方へ人の流れを生み出す施策を打ち出しております。既存の地域おこし協力隊などに参加していなかった層でも田舎での生活や地域協力活動に関心がある人は多いと見て、潜在的ニーズを掘り起こし、将来的に地方に移住するかもしれない観光以上、移住未満の予備軍をもっと発掘したいとしています。

村では、これらの施策の展開のため、これまでの田園回帰の取り組みに加えこの関係人口の増加を図るため、都市との交流事業で農業体験事業や特産品販売、大学連携事業、村の情報発信など、皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと考えていますので、一層のご協力をお願いするところであります。

以上で宗田議員の1つ目の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 先般、子ども議会で、青生野の子供から人口施策についての質問がありました。今、子供たちだとか若者は何を危惧しているのかなということを考えるときに、これは全国的なことらしいんですけども、村のありよう、国のありよう、そして現状これだけ人口が減ってきたときにどういうふうに関係を維持していくのかなという、そういう心配がかなりあるそうです。それで、私たち大人も、自治体もちろん、そういう心配に対して応えていかなかったらやっぱり地域から住民は出ていくのかな、そういう思いで今般の質問をいたしております。

今、村長が答弁いたしましたIターン、Uターンも、地域の魅力はもちろん大事であります。魅力プラス、村外から来る人、村にいる人、どういう心配があって、どういう解決策を持って今後対応していくか、これが大事だと私は思っております。そこで質問させていただきます。

まず、地域、集落のインフラなどの維持管理策、これだけ人が減ってきたときに地域に人が少なくなっております。そういうときに維持管理策を村としてどのように今後取り組んでいくのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、人口減少の一番の問題は、これは私は国の農業政策にあると思います。いつも大きな声で言っています。国がもうちょっと1次産業に、農業に、漁業に、林業に手厚い施策をしていただければ。そして、地方は大事な役割をしております。農村景観の維持、日本の国土の維持、そして東京で、都会で頑張っている皆さんが疲れたとき、少

しでも癒やしになるような空間づくりもしています。

こういった地方を大事に思う心が、今、国会議員に少ない。これは私は常に国会議員の先生方に言っております。もうちょっと地方で暮らせるような経済を構築していただきたい。地方では皆さん暮らしにならないですよ。田んぼや畑を耕して生活できない。ですから町に行くんです。田んぼや畑を耕して十分生活が維持できる環境、どうぞ皆さん方も常にこれを、これまで地方が国の政策によっていじめられているのはそろそろ皆さんもお気づきだと思わんです。大きな声で国会議員の先生方に、県議員は余り役に立ちません、国会議員です。国の政策は国会議員ですから、国会議員の先生方に、もうちょっと地方に元気を与えてくれるような政策できないのか、やはり大きな声でこれ言わないと本当に地方はなくなってしまうと思います。

ですから、私は、村が破綻しても構いません。村の財政が逼迫しても構いません。こういった農村景観を守るためには、村のシルバー人材センター、今はシルバー人材センターに頑張ってもらっていますが、そういった観光あるいは施設等、支障を来した場合にはこういった皆さんにどんどん仕事を依頼しまして、もちろん有料です。ボランティアなんて考えていません。ボランティアなどのきれいごとでは仙人と違って飯食えねえんだわね。しっかりお金を払って、この地で収入を得て楽しく暮らせるような、そういった経済環境をつくるのも村の仕事だと思っております。できるだけ財調はためて、ためたお金は村の環境を守るために、村民に少しでも意欲的な生活を持ってもらえるための資金にしていきたいと考えております。

こういったところで、環境の整備は大丈夫です。宗田議員が心配するほどではありません。しっかり村を守ってみせます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 村長のしっかりした答弁で安心いたします。

ただ、今は高齢化です。シルバー人材センターも恐らく高齢化の波にのまれていくんだろうと思います。まして、これから若者が減ってくる。そうすると就労人口もますます減ってくるだろうと。これは村ばかりじゃなくて全国的な問題だと私は思っておりますけれども、それに対応した組織づくりもやっぱり検討課題の一つだろうと私は思っています。農業政策は私は重々、これも村長から何回も聞いております。農業が大事なものは、これはもちろん私からもわかります。ただ、現状、高齢化になって、農家だって、インフラ整備だって、就労人口が少なくなっているときに、ある程度効率的な組織をつくっていかないと難しいのか

なという思いはあります。

また、地域に高齢者の数が相当ふえていると思います、若者は減少して。そういうときに防犯・防災対策、これもまた一つの今後の課題だと思いますが、その点についてもお伺いたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、高齢化社会になっての高齢者の見守りであります。とてもこれは大事な政策であろうと思います。高齢者が住みなれた地域で安心して老後を暮らせる、見守ってもらえる、こういった態勢づくりはしっかり、きょうは区長さん方も後ろに並んでおります。こういった区長さん方の知恵もおかりしながら、みんなでこういった見守りが必要なのか、こういった態勢が必要なのか。

そして、もちろん高齢者ばかりになっちゃって、若い人に住んでもらわなくてはこの見守りもできません。若い人たちに選んでもらえるような村づくりはどうなのか、この辺、私らの世代の課題だと思っております。皆さんでこの若い人たちに選んでもらえる村づくりを、しっかりと腰を据えてかからなければならない時期であろうと思います。

若い人たちが安心して生活できる、そして子供の教育ができる、こういった地方でも頑張れるんだというのをぜひ皆さんと一緒に構築する体制、農業収入保険もそうです。それよりもっといいのが農業者の戸別所得保障でありました。こういったものの再現でも私はいいと思います。こういったものを皆さんで探りながら、鮫川村が、こういった地方が元気が出る政策をぜひこんな村から探し出せばいいのかなと思っております。

まず、こういった年寄りの安心見守り対策も、こういった対策が具体的にどうなんだというより、今やっている事業を継続していきたい。それと、それでは高齢化になった場合どうするんだというさらに質問だと思いますが、次の世代が住んでくれるような村づくりに頑張っ取り組んでまいりたいと思いますので、そういったことでお答えにさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 本当に見守りというのは大事なことであって、地域の支えがなくては人は生きていけないだろうと私は思っております。ただ、地域にだんだん、私らの周辺見ても一軒一軒、毎年減ってきております。それらに対応する行政としての施設の施策も大事だろうと、発揮してははっきりと打ち出していくのもまた大事な一つの施策だろうと思っております。

また、団塊の世代の先頭を切って75歳になると思いますね。1947年生まれの方が2022年で

恐らく75歳になると思います。

〔「2025年」と言う人あり〕

○10番（宗田雅之君） 75歳ですよ。これらに対応する介護施設の数だとか、先ほど質問しました就労人口、今のさざり荘のスタッフの平均年齢だとか、それらもあわせて検討していく時代にもう入っているんだと思います。だから、これらに対する村としての考えは今検討しているのかいないのか、あわせてそこらもお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、2025年対策と国が打ち出しているのが、1950年生まれ、昭和25年、26年生まれの団塊の世代の人たちが一斉に75、後期高齢者になると、えらい病院も不足する、医者も不足する、そういった施設にも入り切らなくなる、こういったことで対策を練って、今いろいろと病院に入院しないで自宅介護の政策をやっています。国は医療費の崩壊が、国民健康保険の崩壊が一番心配なんですね。そういったことで国の政策に頼らないで。

私、2日ほど前にそろそろ花粉症で目がかゆくなってきました。棚倉町の深谷先生に面会に行ってきました。注射打ってきました。血压はかりましたらば145でした。昨年、血压はかったときには155でした。大樂君、血压きょうは低いな。去年は155、おとしも155。145、適正だと、ちょうどいいあんばいになったなど。本当は適正な血压というのは、国が言っているのは130なんですね。ですが、130では低過ぎるそうです、深谷先生が言うには。

どういことかということ、国は団塊の世代を早く葬りたくて、血压を低くすると痴呆が進むんだそうです。こういったことを言っているから余り国の言うことなんて聞かないほうがいい。血压は145、150だとちょっと高いかな、そんな感じで、国の政策は130になりますと高血圧で血压の薬を飲めとか指導されていますが、高齢になりますと、110とか120になりますと、脳神経の末梢神経は頭のとっぺんにあるそうです。そこに血が行かなくなるそうです、血压が低くなると。そうすると痴呆が進むんだそうです。痴呆が進まないためにも、ある程度の血压はあったほうがいい。深谷先生の話です。あの団塊の世代の話、国は日本の税制度の崩壊を心配して、もってのほかだ、そんなことを話していました。日本の国より皆さんで、自分の健康は自分で守る。145ぐらいが高齢者になると適正だそうです。

そういったことでいろいろ問題があると思いますが、やはり若い人たちが好んで鮫川を選んでくれるように皆さんで村づくりに励んでいただければ、また違った村づくりも、ことしはその政策として宅地の造成も提案させていただいています。こういった売り方で皆さんが安心して土地が買える、そして住める。あるいは土地は見つかっても住宅が建てられない、

そういった方には、こういった新築住宅を建てる際の支援が必要か皆さんでこれから練って、若い人たちが鮫川に、もちろん都会から来る人たちより私は鮫川から巣立っていく、鮫川から飛んでいく人たちが、鮫川から西郷あたりを選ぶのが多いそうです。西郷は鮫川と気候・風土が似ているんですね。山がたくさんあるんですね。だから西郷に行っちゃって、西郷に鮫川の人たちが結構多いから、また鮫川のにおいがするから西郷に行くんだそうです。西郷を選んでいる。

こういった人たちが、いや、そうじゃなくてもうちちょっと村見てみろ、村にはこういった支援もあるよ、土地もあるんだよ、家建てる時もこんな支援があるよと、そんな希望を持てるような村づくりに励んでいきたいと思いますので、どうぞご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） この介護の問題はますます深刻化するんだろうと私は思っております。75歳になると、医療給付費の問題もありますけれども、単身家族になる率も高くなるらしいんですよ。どちらかが、どちらかといえば男の方のほうが早いそうですけれども、この単身化の問題があって、支える人が、若者が地域にいなくなっている現状ですね。そして、地域包括センターを利用する方法もありますけれども、地域に人がいなくなったり支える後継者がいかなかったら、これはもう無理なんですよね。だから、国は病院から在宅介護といってもなかなか、地方はかなり難しいところがあると思います。そのために介護士ですとか介護のスタッフの確保とか、そういうのもこれから早急に検討していかないと大変なことになるんだろうと私は危惧しております。

そこで、私はある本で、これ朝日新聞社の論説委員の方が書いております。これ一読させていただきますして1問目の質問を終わりたいと思います。

まず、コンパクトで効率的な村につくりかえる。人口が減少し、村全体がかざかざな状況となった後も人々が思い思いの土地に住むのでは、行政コストから考えて余りに効率が悪い。山の中の数軒のために道路や水道などの公共インフラを整備し続けることは非現実的である。民間サービスだって行き渡らず、買い物難民や医療難民を生むことにもなる。そこで、居住エリアを決めて市街地に集まって住むようにする。エリアでは社会インフラが整備され、住民が不自由なく暮らせるだけの行政サービスや民間サービスが提供される。人口密度を保つことでにぎわいも維持できる。業務も効率的に進められるので、働き手の人数そのものも減らすことも可能だ。人、物、金が集約すれば、ビジネス面でも情報や技術の共有、波及が起

こりやすくなるメリットもある。目指すべきは、人口激減後を見据えたコンパクトで効率的な地域づくりに変えることであるという論文があります。これ、もし参考にしたい方があれば本を私持っていますので紹介いたします。

これで1点目の質問を終わります。

温泉の振興策についてお伺いします。

周辺の杉の木が伐採・整備され、美しい景観が期待される旧湯の田温泉であります。現在、大量の温泉が川に流出しております。温泉の利用の仕方によっては村おこしの一助になるものと考えますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田雅之議員の2つ目の質問、温泉の振興策についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成29年6月の関根英也議員の質問にもございました。そのとき答弁したように、本村では平成26年度に旧西島旅館の土地及び温泉の権利を取得し、周辺環境の整備も含め、温泉を活用した地域の活性化を図る計画を進めてきたところであります。

今後の利活用については、広く村民の皆様の意見をお聞きするため、平成27年度に温泉活用基本構想検討委員会を立ち上げ調査検討を進めてまいりました。その結果、湯の田温泉活用基本構想が報告書にまとめられ、今後の利活用の方向性が示されたところであります。

内容的には、1つ目に、温泉を拠点とした安らぎの空間づくりとして周辺の環境整備、湯の田温泉外の整備、2つ目に、温泉資源を村民が気軽に活用できる仕組みづくりとして温泉スタンドの温泉利用の仕組みの整備、3つ目に、温泉資源を活用した新たな産業の育成として温泉活用の商品化、4つ目に、温泉資源の既存産業等への有効活用として温泉を活用した観光農場の推進、温泉を活用した養殖の推進など、方向性が示されました。

これらの方向性に対しまして、周辺の環境整備については新年度の予算でも樹木の伐採等の事業に取り組むこととしておりますが、その他の具体的な計画及び事業については、事業の受け皿となる事業主体及び財源等の問題もあり、今後有効な国・県等の補助事業の調査検討に今取り組んでいるところでありますが、これらのめどがつき次第、計画、実行してまいりたいと考えております。

ただ、今、漠然とした提案でありますので、もう一步踏み込んだ具体的な皆様方の提案があればいいなという思いでもおります。ぜひご提案をお待ちしておりますので、お願いしま

す。

以上で宗田議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 大変失礼なんですけれども、村長、魅力って何でしょう。村長初め、課長さんでも答えていただければ。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 魅力っていうのは、私より若い課長、誰でもいいよ。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長併任農業委員会事務局長（村山義美君） なかなか難しい質問ですよ。

魅力というのは、私が考えるのは、やはり鮫川の魅力は里山の自然環境とかそういうものだと思っているんですが、やはり個人個人もいろいろ考え方の相違とかそういうのがありますので、これだということはなかなか言いがたいというような感じでおります。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私が考えるには、魅力というのは人を引きつける力じゃないかなと思います。今、湯の田温泉のお湯が川にどンドン、私も行ってびっくりしたんですけれども、かなりの量で流れております。この温泉を何かに使えないのかなと。これ検討委員会でもやりました。ただ、あれだけ私、外に流れていると思わなかったものですから、びっくりしました。

今、なぜ私、魅力はと質問したかという、あれだけの温泉を利用できる、この村には人を引きつける魅力があるんですよ。あの温泉を現状ぶん投げておくというのはもったいない、その思いで、私のこれ提案でございますけれども、温泉つき分譲地、これは2キロ近辺くらい私は温泉は引っ張れるものだと思っております。ただ単に分譲地をつくっても、人は利便性のあるところに集まるものだろうと思っております。どんな山の中でもあれだけの三十何度のお湯が出ている分譲地があったらば、私は、人が集まるものだろう、あの温泉だけでも相当、人を引きつける魅力があるものだろう、その思いでこの問題を出させていただきました。それについて村長のご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 温泉つき分譲地はとてもいい話ですね。私、岩手県の雫石に行ったことがあります。温泉つき分譲で大好評で分譲が進んでいて、そのうち温泉が出なくなったのか

な。それで大変な、次に行ったときには寂れちゃったところがありました。

なぜかという、温泉を家庭に引くのは、広畑は大丈夫なんですよ。ただ、湯の田温泉の場合には、今のお風呂で循環風呂でやると機械の器具に異常を来しちゃって、目詰まりを起こしちゃってだめじゃないの。温泉スタートでやるとしたら、村長、それやったらば損害賠償請求されるよ。目詰まり起こしちゃうんだよ、今の循環風呂は性能がよくできていて。そういったこともありました。

ただ、そういった36度の温泉をむやみに川に捨てるんじゃないで、どんな利用がいいのかというのを皆さんで真剣に考えて。ただ、あそこの宅地はなかなか平らなところないね。それとも中沢のほうに行けばあるのかね、中沢のほうに向かっていくと田んぼがありますから。その辺をいろいろと皆さんで検討しながら、こういったお湯も上手に考えていきたいと思えます。

あの温泉源、温度を利用してハウスなんかもつくって、そしてハウスでは花を栽培してもらって、皆さんに花を見てもらって観光地にいいんじゃないのという提案もありました。これは皆さんの利活用の提案でした。ただ、これを村でやるんじゃないで青年が、そういった起業起こす人がいないかということであればなかなかないですね。そういったことで利用も今のところまだ容易でない思いでおります。ぜひ検討しながら、ただ捨てるんじゃないで上手に有効利用できる方法を皆さんで検討していったらいいなと思えます。

宗田議員も間もなく任期が来ます。この任期期間中にあの捨てている温泉をぜひ有効活用できるような提案をしていただければと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 起業と捉えちゃうとなかなか難しいだろうと私は思っております。村の一つの企業としてそういうのに手を出す、これも一つの方法だし、とにかく人がいてもらって、ここに住んでもらって、またはそういうものがあって村にUターンしてくれる、Iターンしてくれる人があれば、先ほど1番目に質問した全てのものがある程度クリアできるのかなと、そういう思いで2点目を載せてあります。

まして、中沢とかそういうところではなくて真ん中にだって引っ張れると思うんです。2キロ範囲以内くらいなら私は可能だと思っております。そんなくらいの夢を抱いてこれからの村づくり、私は必要だと思っております。何も私、中央、中央と言っていると外は構わないのかという意味じゃなくて、真ん中が完全に空洞化しちゃったらば本当にみすばらしい村

だろう、そういう思いで、ここらを優先的に進めていかなかったらますます寂れてくるだろう。うちのほうの周辺を見ても毎年毎年人が減っているし、家もなくなっております。こういう状態でこのまま放置していいものか、そういう思いでこういう温泉つき分譲地だとか何かを提案していかないとますます寂れていくんだらう、そして若者にこういうものをつくることによって夢と希望を与えられるんだらうと、そういう思いでこの質問を出しております。

あれだけの温泉が川に流れているばかりじゃなくて別なところからも出ております。恐らく役場職員の方はみんな見ているんだらうと思っておりますけれども、現状を見てくると本当にもったいないです。湯の田温泉ばかりじゃなくて下の下の湯のほうだって温泉は流れています、下に。あれだけの温泉を利用しないというほうはないと思いますけれども、その点について、中央あたりに分譲地というのは、村長ありますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ひそかに思っていることをこういった場で話すと、たちまち村いっぱい広がっちゃうんだもんね。だから、これは内緒にまだしておきたいと思っておりますけれども、中心部、今いろいろと歯抜けみたいな格好で抜けております。早く、いや、余りいろいろ言わないほうがいいか、そういったことで中心部に、大丈夫、宗田議員の考えているような宅地分譲はできると思います。

ただ、温泉の質をもう一回調査する必要があるのではないかと思います。これを宅配にして、例えば温泉スタンドにして害があるかどうか。私は、検討委員会の人たちがスタンドという話をしたときに、いや、そうじゃなくてこういった悪い例もあるよということで、一部の意見がそういった意見でありました。今のユニットバスとかには向かないよということで。ただ、それが本当なのかどうかというのは確信しておりません。だから、温泉の成分検査とかそういったものをやりながら、どういった利用ができる温泉なのか、その辺も調査を入れて利用の仕方を検討する。

そして、今コンパクトな、中心地に集約化した住宅地の、それはとても私はこんな村には必要だと思っておりますね。それが経費の節減にもつながると思います。こういったところで検討させていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 村の人口ビジョン政策、これコンサルタントでつくっていると思っておりますけれども、これも私は全然否定はしないと思っております。一つの参考として私らはお受けす

るものだと思っておりますけれども、これはやっぱり村の施設だし、将来的に村の重要な遺産ですから、こういうのは再度、その思いのある方、有識者というといつもの有識者、大体決まっちゃうんですけれども、有識者ではなくてその思いのある方、こういう温泉づくりとか検討委員会に参加してこれから村をつくるんだという、子供でも、小学生でも、若者でも、全ていいと思うんです。そういう人を集めてコンサル頼みじゃなくて自分らで立案して、その立案したやつを検討する、そういう組織も私は重要だと思いますが、村長、その点についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今回の検討委員会を立ち上げたというお話ですが、何かの機会でもしかして宗田議員みずからがそういったグループのリーダーになって提案していただくというのも一つの方法ですよ。村がやるとどうしても公平性を考えなくちゃならないですね。独断と偏見で村長の好みで選んだということになっちゃうよね。そうじゃなくて皆さんが、そういった好きな愛好者同士で集まって提言していただくのも一つの方法ではないかと思います。

ぜひそういった形で、村は検討委員会で検討してもらいました。この人たちの意見を無にすることは私はできないと思うんです。この人たちの意見はこの人たちの意見でそっとしておいて、実行するかどうかはこれから皆さんの考え方です。ただ、無にするわけにはいきませんから。再度またつくってもおかしいと思うんです。この辺ご判断いただき、ご協力いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ぜひとも検討していただきたいと思っております。

先ほどユニットバス、弊害があろうという話が出ましたけれども、家でもユニットバスでもう20年近く使っています。現状、トラブルはなかったです。ただ、いろいろあるんだろうと思いますけれども、そこらも含めて検討していただいて、そういう前向きな夢物語をつくるのもこれからの村おこしだろうと私は思っておりますので、ぜひともお願いいたしまして、私の今回の2点の質問について終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 遠藤貴人君

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番（遠藤貴人君） それでは、平成30年第2回鮫川村議会定例会におきまして次の1点について質問させていただきます。

定住促進の住宅地についてでございます。

村内に家を建てたいとの要望が後を絶たないことを受けまして、村は現在、村有地を活用し宅地整備を進めております。近隣には民間企業が分譲地の宅地造成を今現在進めておりますが、今後どのような価値をつけて村有地の宅地分譲をしていくおつもりでしょうか。企業と均衡を保つのか、もしくは購入希望者に対し魅力ある提示をしていかれるのか。

移住者、若者、高齢者、さまざまな世代が顧客となり得ますが、村の強みを生かす形でターゲットを明確にし、ターゲットに合わせた戦略が必要ではなかろうかというふうに考えております。幅広い客層の幅広いニーズを取り込んで商売をする戦略では競争に負けてしまいます。先ほど、人、物、金といった先輩議員の話もありましたけれども、限られた資源を集中させることで競争力が高まるというふうに考えておりますが、ターゲットコンセプトをどこに想定しているのでしょうか。

これはあくまでも仮にとということで挙げさせていただきますが、仮に移住希望者がターゲットというふうにするのであれば、現地を見学してもらうための日帰りバスツアーやふるさと暮らし体験等を実施するような、そういった企画が必要かというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤貴人議員の定住促進住宅地についてのご質問にお答えを申し上げます。

村では、現在、大字赤坂西野字見渡地内に宅地の分譲地を造成すべく、旧工場の解体撤去工事を行っております。この解体撤去工事の完了を待って分譲地の造成工事に入ることになります。造成工事に係る請負費を平成30年度予算に計上し今議会に提案しておりますので、ご審議をいただきたいと思っております。

初めに、宅地分譲のための仕組みづくりについてであります。立地に関して言えば、棚倉町、浅川町への通勤や路線バス、鉄道の駅にも比較的近く便利であること、こどもセンターに近いなどが挙げられますが、立地のみにその価値を見出すことはなかなか困難ではないかと思っております。

しかしながら、鮫川村の子育て支援の充実は多くの方が認めているところであります。こ

の子育て支援制度と立地条件を足し算すると、子育て世帯には魅力的な土地ではないかと思
います。私は、これに上乘せする形で、分譲地の購入希望者に魅力を感じてもらえるような
助成制度を検討する準備をしております。

議員のご指摘どおり、村内に家を建てたい土地がないという理由で村外に土地を求める、
新築をするという若者が多くなっています。こういった若者に鮫川村に残ってもらう、ある
いは鮫川村に戻ってきてもらうためには、宅地の分譲はもとより、経済的な支援をすること
によって背中を押すことができるのではないかと思います。

村が準備する分譲地に限らず、村内に土地を求めて家を構える皆さんを支援できる仕組み
づくりも必要だと考えております。例えば、村の分譲地を購入した場合に、購入代金は一旦
お支払いをいただきますが、新築後20年経過でお預かりした購入代金は全額お返しするとか、
民間の土地を購入した場合にも一定の金額を助成するなど、新築する際にも何らかの助成を
したいと考えておりますが、村の予算では限りがあります。県の30年度予算につきましても
移住者や子育て世帯には手厚い補助を検討しているようですので、これらとあわせて村でも
定住促進を効果的に進めていきたいと考えております。

全国的な課題であります。今後も続く少子高齢化、人口減少の時代に立ち向かうために
は、やはり若者の力をかりなければならないと考えています。今、村が求めているターゲッ
トはまさに若者、子育て世代であります。若者が鮫川村に住みたい、住み続けたいと思っ
てもらえるような魅力ある鮫川村の創出とあわせて、皆さんのご意見をお聞かせいただきなが
ら、よりよい制度でこの宅地分譲も考えております。

日帰りのバスツアーやふるさと暮らしの体験につきましては、今のところ考えておりませ
んでしたが、今後の状況や必要に応じて実施を検討してまいりたいと思います。

以上で1番、遠藤議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 時節柄、年度末ということでもありますので、私が住んでいる渡瀬区か
ら実は今月いっぱいというか引っ越しをされまして、やはり白河市近郊に引っ越されて
いってしまう家庭があります。私の力不足もありますけれども、そういった村から出ていく
んだという話を聞きますと、ここにいる議場の皆さんは当然同じ思いだと思うんですけど
も、私も非常に残念だし、やっぱり何か悔しいなという思いがいつもします。

家を買うというのは、恐らく洋服を買うとか車を買うような覚悟とは全く違うんだらうな
というふうに思いまして、車を買うのにももちろんある程度覚悟はいるかと思うんですけれ

ども、家を買う覚悟に比べれば全く微々たるものなのかなというふうに考えております。家を買うというのは、やはりほぼほぼそこに骨を埋めるという覚悟で買うという覚悟をするわけでありますから、一番信用できるというか、その気持ちの、覚悟のあらわれだというふうに思っていますので、村の財源にはもちろん限りがあるでしょうが、ただ、県のそういった補助なんかも活用していきたいということでしたので、ぜひそういうふうに覚悟を決めた人に対しては、何とかできる部分はなるべく厚く助成をしていただければというふうに思っております。

その金額とか助成の部分に目が行きがちでありますけれども、それ以外の部分でも、例えば村有地を村が直接お売りするわけですから、これ仲介手数料というのがかからないかというふうに思うんです。仲介手数料がかかる物件って、もちろんこの世の中にたくさんありますし、そういった物件の手数料というのは一般的に購入価格の3%というふうに言われておりました、やはり家というのは1,000万、2,000万、3,000万という金額ですから、2,000万の物件とすれば60万の計算になるわけでありまして、2,000万という金額が非常に大きい金額ですから60万という金額が小さく見えてしまいますけれども、ただ60万という金額も非常に大きい金額ですから、仲介なのか売り主なのかというのは、やはり不動産を買う場合には非常にそこは大事な部分なのかなというふうに思っております。

完成宅地の分譲ですから、上下水道はもちろんですし、電気なんかも当然整備済みですから、そういったところに附帯する工事の価格というか、そういったところも当然負担する必要はないのかなというふうに思いますが、なかなかそういったものというのはわからない人がやっぱり多いんですよ。それで、こういう言い方はしたくないんですけども、不動産屋さんにもうまくやられてしまうというか、一見、安そうに見せるんですけども、実際ふたをあけてみるといろいろな工事がオプション工事になっておりました、結局、土地の値段が安いと思って飛びついたけれども全て計算してみたら普通の土地を買うところと変わりなかったなんていう話は結構ある話であります。

そういった部分も、金額の補助だけではなくてやはり広告、売り方、宣伝だと思うんですけども、こういったところがお金かからないのでこの宅地って非常にお得ですよということをやったりどんどんアピールしていただくことが、ああ、それだったらお金も戻ってくるいいんじゃないかなというふうなことになるかと思えます。やはり知らない人が多いという前提に立って宣伝をしていただければなというふうに考えておりますので、その補助の部分だけではなくてそれ以外の部分についても村長の考えをもう一度お聞かせいただ

きたいなというふうに思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、泰斗工場の跡地につきましては、今議会にも提案させていただいておりますが、区画整理をして、配水、そして水道まで布設をします。ですから、土地を求めた方は家を建てるだけでよいわけです。

ですが、鮫川村、ご承知のとおりであります。鮫川村の嫌われる一番の理由は、教育に私は少し不自由だということで、皆さんの賛同をいただきました高校生の就学支援金、あれが一番かと思えます。小学校、中学校では決して他の町村からはそんなに落ちないと思えます。ですが、高校になりますと、皆さん大変な負担で子供さん方を送っています。白河に通う生徒に対しては棚倉までお父さん、お母さん方が毎日送り迎えしている、あるいは郡山あたりになりますとこれまた下宿になっちゃう、こういったことで大変な負担になっちゃう。

この辺を町と同じような環境にできないかなというのが一番の悩みであります。これは何ともしようがない。この辺を差し引きしてもお釣りが来るような、そんな、小学校、中学校は負けないよ、高校はちょっと不便かけちゃうからね、その分引いておくからねと、そういった魅力ある販売方法はないかな、そういう思いで今考えておりますので、ぜひ販売に対してはご支援と、販売する企画に対してもご助言をいただければと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 今、村長から教育といったお話もありましたけれども、私もこの一般質問で教育関係の質問をさせていただいておりますから、ぜひ村でそういった教育の支援していきましようというところ。塾やりましよう、そういうところ。町場に塾があるんだったら村にも塾があってもいいんじゃないかといったところで、この件は今回通告しておりませんのでこの辺でやめさせていただきますけれども、ただ、平成もことしで30年になりました。あつという間の30年だったなというふうに私も思いますが、また元号が新しくかわるといった話もあります。恐らく新元号になるでしょう。

新元号になるということは新しい世が始まるということでもあります。新しい世が始まるのであればやはり新しい世づくりをしていかなければいけないということで、鮫川村もぜひそういった時代の波に乗りおくれることなく、ただ、やはり鮫川村の歴史と伝統というものは守っていかなければなりません。何も目先のことだけにとらわれてそういった時代に乗ろう、乗ろうと急ぐばかりではなく、しっかりと地に足をつけて、もちろん問題山積でありますけ

れども、未来は明るい、新時代が開かれるというところで、そういった思いを我々一同、共有することを再確認しまして、私の今回の定例会での一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで13時30分まで休憩をいたします。

（午後 零時03分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の平成30年第2回、3月定例議会におきまして、まず1点は、人口減少を食いとめる住宅政策、2点目は、村民の生活を守る日陰林対策、そして3点目として、村の将来的な総合戦略につきまして、3点質問をさせていただきます。ご答弁よろしくお願いたします。

それでは、第1点目、公有住宅と公営住宅の有効活用についての質問であります。

本村の人口減少を食いとめる施策として、住民の住居の確保や空き家の住宅情報開示、移住希望者への定住促進は不可欠な重要課題であると認識をしております。

村は、ここ数年前から、医師用住宅として越虫地内の家屋の取得、そしてひだまり荘裏に住宅を新築してきました。しかし、現在は入居されていないのが現状であります。これらの公有住宅の有効的な活用計画につきましてお伺いをいたします。

さらに、無償譲渡された中沢入り口保養所の利活用につきましては、村内の福祉施設からグループホームの新設への要望書も出されているとお聞きしますが、それらの施設の今後の支援策につきましてあわせてお伺いをいたします。

次に、現在の公営住宅の空き状況、それから今後の入居者の見込みはどのようになっているか。さらに、定住策、子育て支援策の一環として家賃の軽減など村独自の入居条件緩和策を講じるべきと考えておりますが、公営住宅入居者への支援策につきましてもあわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の3点の質問についてお答えを申し上げます。

まず最初の質問、公有住宅と公営住宅の有効活用についてのご質問にお答えを申し上げます。

医師用住宅についてのご説明をいたします。

村が医師用の住宅として管理しておりますのは、ひだまり荘北側の住宅だけであります。この住宅は、医師の居住環境を整えることで医師確保体制の強化を図るために、平成26年度に国土交通省の補助金を受けて国保診療所、医師の専用住宅として整備したものであり、平成27年度から供用しております。

当時、この住宅は村国保診療所の先生が住んでおりましたが、平成28年3月に診療所を退職されたことにより空き家となってしまい、現在に至っております。先ほど申し上げましたとおり、国保診療所医師の専用住宅として国の補助金を受けて整備しておりますので、これを一般の方に貸し出すわけにはまいりません。本来の用途を変更することになり、補助金や地方債を返還しなければならなくなってしまいますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、越虫内に取得した住宅についてご説明いたします。

この住宅は、平成21年度に移住交流促進事業のために購入したものであり、平成26年度、27年度の2カ年は、当時ここを診療所に勤務されておりました医師夫婦が住んでおられましたが、その後、診療所を退職され村から転出されましたので、それ以降は空き家となっております。その間、平成27年4月からは、条例を整備し、村の移住定住促進住宅として管理しておりますので、医師に限らず入居希望者があれば入居は可能であります。空き家になってからは、合併処理浄化槽の仕切り板の破損や水回りの故障などが相次いでおりますが、入居の見込みがあってから補修したいと考えております。

次に、中沢入り口の保養所の利活用であります。故矢吹三郎様のご遺子から、村のために活用してもらいたいとお申し出があり、平成28年11月9日に正式に寄附採納願が提出されたのを受け、同年11月14日に土地及び建物の所有権移転登記を行い、村の所有となりました。

村ではその活用方法について検討いたしました。以前、社会福祉法人鮫川福祉会たんぼの家施設の施設長からグループホームの整備について相談があり、その際、前向きに一新したいと考えていましたので、村で所有している空き家の利活用を提案した経過がございます。中沢入り口の保養所につきましても、鮫川福祉会で利活用できないか検討をお願いいたしま

した。

鮫川福祉会では、保護者を含め現在までさまざまな検討を重ね、去る2月23日に、鮫川福祉会の理事長及び保護者会長の連名で、障害者の高齢化・重度化、親亡き後も見据えつつ障害者の地域生活支援を推進するためにグループホームを整備し、障害者が自立した生活を行いながら地域住民とかかわり合いを持ち、相互理解を深めて安心して暮らせる地域づくりを行うために、中沢入り口保養所の土地及び建物の譲渡と建物の改修にかかる費用の助成をお願いしたいとの要望書が村に出されました。

鮫川福祉会の取り組みは、村が第4次の振興計画で取り組んでいます「つながりで 支え輝く 村づくり」の方向性にも合致していると思いますので、村では、議員の皆さんと相談しながら、できるだけ要望に沿うように対応していきたいと考えております。ただし、村の財政も厳しいので、鮫川福祉会におかれましてもできる限り自主財源を確保するようにお願いいたしました。

グループホーム施設整備につきましては、国、これは厚生労働省の補助事業になりますが、採択の要件に自己所有の土地及び建物でなければならないという縛りがあります。村では、中沢入り口保養所の土地及び建物を鮫川福祉会に無償で譲渡したいと考えております。平成31年度の国庫補助金の要望は本年6月ごろの予定でありますので、担当課と連携して準備を進めるようお願いしているところであります。

以上を申し上げ、中沢入り口保養所の利活用に関する説明とさせていただきます。

次に、公営住宅の空き状況と申し込みの見込みについてお答えを申し上げます。

村が管理する住宅は、3種類あります。村の条例により管理されている定住促進住宅と移住定住促進住宅、そして公営住宅法と村の条例に基づいて管理されている村営住宅の3種類であります。

これら住宅の空きの状況であります。2月末現在の定住促進住宅は、23戸の管理のうち老朽化が著しい2戸を政策空き家として入居させないことにしております。ですから、利用できるのは21戸であります。ほかに1戸、空き家があります。これは、今あれしたばかりですけれども元診療所の空き家であります。移住定住促進住宅は4戸管理のうち1戸、村営住宅は61戸管理のうち5戸が空き家となっております。

村営住宅に空き家が多いのは、家賃が高くなって退去し、そのまま空き家になってしまったということでもあります。入居見込みにつきましては、問い合わせは5、6件程度ありますし、うち何件かは現地の案内もしております。また、申込用紙を渡してある方もおりますの

で、新年度に向けて申し込みがあるのではないかと考えております。

次に、家賃の低減などの独自の入居条件の緩和策について申し上げます。

最初に、定住促進住宅についてですが、平成15年3月に小学校が統合されたことに伴い使用しなくなった一部の教員住宅を移管し、一般に賃貸できる住宅として、定住促進住宅の設置及び管理に関する条例等に基づき管理されている住宅であります。移管された教員住宅はほとんどが建築から25年以上経過している住宅でありますので、老朽化が進んでいる住宅であったため、家賃の設定では破格の金額となっております。月額で6,000円から9,000円あります。

水口住宅などの新築の住宅や猿子住宅など改良された住宅については、村営住宅とのバランスや隣接町村の民間賃貸住宅とのバランスも考慮した金額を設定しております。月額では3万から4万以内で設定しております。

移住定住促進住宅は、村が取得した空き家を活用したものであります。本村への移住定住を促進するための住宅で、移住促進住宅の設置及び管理に関する条例等に基づき管理されております。移住定住促進住宅の家賃は、住宅の床面積、建築からの経過年数、住宅の状況、そして定住住宅とのバランスを考慮して設定されております。家賃は、月額で安いところで1万5,000円、高いものでも猿子の3万2,000円です。泰斗の跡地です。

定住促進住宅も移住促進住宅も、住宅の構造、規模、建築年数等で、住宅の条件からすると家賃は低額で設定されているのではないかと思います。村営住宅は平均で2万円程度であります。しかし、村営住宅は、公営住宅法に基づいて管理運営されている住宅でありますし、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としていますので、入居条件等に制限があります。

住宅の家賃も公営住宅法第16条第1項及び公営住宅法施行令第2条の規定により決定されております。毎年度の入居者からの収入申告により家賃算定の一つとなる収入基準額を計算します。収入基準額とは、入居者の過去1年間における所得税法第22条から71条までの例に準じて算出した額、いわゆる所得税法の所得額から同居している親族1人当たり38万円の扶養控除を差し引いた額を12月で除した額をいいます。

この収入基準額に応じて設定される家賃算定基礎額と、公営住宅施行令第2条第1項各号に規定されている市町村の立地係数、規模係数、建設時からの経過年係数などから算定されており、設置自治体が独自に決定できるものではありません。

このように、家賃算定の基礎となる収入基準額を計算する際に子供の人数に応じた扶養控

除があり、さらに扶養控除対象者が16歳以上23歳未満であるときは1人当たり25万円を上乗せして控除しております。こうしたことから家賃設定には子育て支援が織り込まれているものと考えております。

今後も適正な、そして適切な管理運営をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で関根議員の公営住宅と公有住宅の有効活用についての質問へのお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ひだまり荘の北側の医師住宅にはそのような縛りがあるということで、将来的にはいち早く契約をできる地域医療のお医者さんの確保をしていただいて入居していただくということを前提に、これからまた公募していただきたいと思っております。

さて、越虫住宅、当初、約1,000万だったでしょうか取得しまして先生には何カ年か住んでいただきましたけれども、今はお出になられて空き家であるということで、入居者が決まれば改修工事ということですが、地域の利便性というか、中心部から離れているということもあって借り主が決まらないのかどうか。

こういった家賃の設定、例えば貸す場合と、以前に譲渡を考えたことがあるというお話も耳にしておりますけれども、不動産鑑定士等にきちんと、あの建物は決して安い建物ではなかったように記憶しておりますし、2階まであって非常に間取りが、たっぷり暮らせる、そのような住宅と認識して我々も議会として同意をいたしました。そういった家賃の設定ですね、それと、もし譲渡するとなれば幾らぐらいの金額の設定をされて、そのような検討もされているのかですね、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今あそこの越虫の住宅は、移住定住促進住宅として管理しているわけなんです、うちのほうのやはりまずコマーシャルが行き届いていないということで、インターネットをもっと上手に活用して紹介すればそういった希望もあるのではないかと思います、幸いにといいますか、トイレが合併浄化槽の仕切り板と、今、水回りは直ったよね。

〔「まだです」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 水道は引いたけれども、水回りだけまだどこか具合悪いところがある。

そういったことで、これはしっかり直して公募をかければいいんですけども、合併浄化槽ですとあそこは200万くらいかかっちゃうから、そういったことでもったいない、土地が

いいんだか、その辺がちょっとまだ係のほうも踏ん切りがつかなくて、今こうやって利用できない住宅として飾っておくのが実態であります。これは早急に直して当然利活用を図るべきだと思っております。そういったことで注意をさせていただきたいと思っております。

そして、売買のお話はもう何回かあったんですが、値段が合わないんですね。もうちょっと安くならないかとかそういった交渉で、いつも村では大体1,000万で売れということで指示してありますから。そういったことで、できるだけ余り安売りしないで、あそこは私ほども立派な住宅だと思っております。ですから安売りはしないで。

ただ、向かいに、あそこは桐井電設が材料置き場として使っているんですね。この辺でも利活用できないのかなと、もったいないですから。あるいは、今、大変村にとってはありがたい話ですがメガソーラーの、青生野地区にオリックスが入ってきて今進んでおります。地権者の同意が得られたようです。地権者の同意が得られた場合には村でも応援しますよということで体制を整えているものですから、これも、ただ第1種農用地でありますから大変厳しい国が、相手が待っております。この辺の対応の仕方もあります。こういったところで、オリックスあたりもあそこに恐らく駐在員を置かないとこの事業はできないと思っております。

こういったところで、今考えておりますと、売り出しかけるよりはそちらのほうに入居してもらって利用してもらったほうがいいのではという考えもなくはないということでありませう。ただ、差し当たり水回りと浄化槽だけは予算化させていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村長の答弁にも情報開示がいまいちだったのかなという答弁がありましたとおりで、再質問を用意しておりました。やはり貸す、それから譲渡するということには当然田舎暮らし、またUターン、Iターン希望の方が一番最初に見るのは今インターネットで見るということもあって、あとまた村内の会報、広報への掲示もあわせて情報公開をしながら、無駄のない住宅の利活用をきちんと講じるべきだと思っておりますし、またその辺を答弁いただきました。

さて、公営住宅ですが、今5戸まだ入っていないということで、そのほか2戸は入居を制限しているということですが、問い合わせがあるので、年度末、また新年度にかけてさまざまな異動があつて、そして入居が満たされるのか大変期待をしておりますが、入居できない理由は一体何なのかなと思っております。

村長の答弁では家賃軽減も子育て支援に手厚い家賃の設定をしているということで、実際6万も7万も払っている方は今いらっしゃらないようでありますので、安堵しております。

その中で、渡瀬木之根住宅をちょっと見せていただきましたけれども、入居者がお亡くなりになった住宅がそのままになって、車も、私のちょっと勘違いかもしれませんが、本人お持ちの軽の車がそのままさびついたままになっているという状況で、果たしてお身内の方がいるのかいないのか。ああいったものもあのまま放置していいのかどうか。持ち主の保証人さんがいらっしゃるのであればそういった方にきちんと出た後の処理を行政として執行して、そして再建して家賃を生み出すということも必要なのかなと思います。その辺の裏表の話あるかと思いますが、おわかりであればお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、まことに申しわけなく、この親族関係者が希薄なんですね。保証人はいるんですけども、この保証人さんが村内の、市内の人ですが、余りつき合いが、入居した当時は頻繁にあったそうですが、後のころはなかったから、それでその責にたえられないというのはおかしい話ですが、そういったことで、村の人ですから余り迷惑かけたくないなという思いで今いろいろと処置を検討しておりますが、遠くの親戚が見つかったようで、今その対処をしているところであります。

なお、詳しくは担当課より説明をいたさせます。

〔「もうちょっと詳しくできるかな。見つかったのかな、遠い親戚」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） 今ご質問の渡瀬団地でひとり暮らしの方が亡くなった後ということですけども、親戚の方は近くにいるようではありますけれども、でも相続を放棄するということのようにあります。相手は弁護士を立てたりということなのでその手続を進めているようです。

それで、その残されたものに手をつけたり移動するとそれは放棄したことにならないというように指導されているようで、一切残っているものに手をつけてくれないという状況のようであります。それに対して村ではどうしようかなということで、いろいろ書物を読んだり、あるいは関係するところに相談したりして対処をしているところでありますが、なかなか進まないというところであります。

以上です。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 公営住宅の条例というのが多分、村にはあって、そういった場合にど

のように執行するののかという条例が多分うたってあると思うんです。ですから、その条例を承諾して契約されている。まして、その方に対して保証している方がいたとすれば、やはり条例に基づいた、遵守した執行ということも考えられるんですが、向こうが弁護士を立てているということで法的にということでもありますけれども、建物の持ち主は村なので、そういった条例を行使するということにはできないものですかね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2カ所とも家賃のまだ未払いがあるんですね。どちらも村内の保証人なんですね。強く言うと当然お支払いはしてくれるものかとは思いますが、相手は、払わないとは片方は言っていないんですね、だんだんにはということ。今度新しい職場につきましたから、その新しい職場の雇い主さんも支払うようなことは言っているんです。ですから、その辺も待っていていいのかなと。

あと、いなくなった人たちの保証人、これは保証人には一回問いかけたのか。

〔「ええ、その話をしたんですけれども」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） だけど、さっき言ったみたいに最初はつき合いあったそうですが、だんだんなくなった。すぐ隣の人なんだよね。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 地域内の人なの。

それで、よそから来た人ですから最初のうちはそういったお知り合いでおつき合いしていたんだが、今はおつき合いがなくなって、そして死んだということで、そういう保証人ではないですよ、本来はね。ですが、その人に請求するのもなんで、もうちょっと出方を待って、最悪のときにはやはり一部は負担してもらうように考えています。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 今、西山水口住宅にも定住促進住宅を新たに建設しようとして、私も議会でたびたびこの定住策を充実してくださいという、そういう提案をしている中で前に進んでおります。

しかし、今後また国・県の交付金等々も年々圧縮される中で、自己財源の確保というのは、当然、公営経営学上、自治体が経営する上で自己財源をやはり確保しないとならない。1軒2軒でも空き家にしておくということはそれだけ家賃収入が見込めないということなので、そういった自己財源確保の観点、あとまた人口増も含めまして前向きな対処、また、村民の方がかかわっているということでなかなか役場としても強制執行もできない部分があるかも

しませんが、諦めずに対応を期待して、この質問を終わりたいと思います。

続いて、2番目の質問であります。

村民の生活道の日陰林対策につきましての質問でございます。

村民の生活に直結している県道や村道筋の環境整備は、安全走行、生活基盤の確保、定住人口維持の観点からも重要かつ最優先課題であると思います。

県道・村道筋の日陰林対策は年々進んでおります。それは認識をしております。しかしながら、凍結道路での車両の転倒事故が後を絶たないのが現状であります。新年度も村道の日陰林解消対策費が予算化されておりますが、今後の解消箇所とその計画についてお伺いをいたします。

また、国・県道の日陰林対策は、ここ近年、ちょっと進みぐあいが遅いなという感じがしておりますが、既に要望されている箇所と、難所とされている国・県道の日陰林対策と今後の解消策、県はどのような見通しをお話になっているのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の2番目の質問、生活道の日陰林対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、村管理道路の日陰林対策であります。村では平成21年度から本格的に日陰林対策を実施しておりまして、ことしまでに18路線22カ所、事業費にしまして1,664万7,000円を要しています。

事業実施箇所を選定する際にまず考えますことは、効果があるかどうかということであり、費用対効果ではなく、樹木を伐採することにより日陰を解消できるかどうかということでもあります。本村の場合には、山合いに集落が結成され、その集落を結ぶために道路が走っておりますので、どうしても道路の近くまで山が迫っているというところが多くなっています。つまり、山自体が日陰をつくっているという箇所が数多くあるわけであり、

現在、日陰林対策で要望書をいただいている箇所のうち事業を実施していないのは、赤坂中野区摺合地内、真坂地内、富田区中沢地内、赤坂東野石井草区の芦ノ草地内の4カ所です。これらの地区以外にも口頭で要望されている地区もあります。要望がありながら事業に着手できない理由は、先ほど申し上げましたとおり、樹木の伐採のみでは日陰を解消できないのではないか、伐採の効果が余り見られないのではないかという考え方からであります。

来年度予算にも日陰林伐採の経費について計上させていただいておりますので、再度現地を精査し、伐採の効果が得られるようであれば事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、県が管理している道路の分ではありますが、最近では平成27・28年度に県道明内・田中線発地岡地内の日陰林対策を実施させていただいております。これはかなり大がかりに伐採をしておりますので、その効果は大きいのではないかと思います。

現在、県に要望している路線についてであります。今ほど申し上げました発地岡地区の先から棚橋地内までの約500メートル、県道勿来・浅川線滑石から滝地内の約200メートル、国道349の蕨ノ草地内の約100メートルの3カ所です。県当局としましては、伐採後にまた植林されてしまうようなことを危惧しているようであります。以前には実際そういった事例があったと聞いておりますが、県などの林業担当部局とも相談しながらこの点をクリアできるように進めていくことができれば、日陰林解消の対策も進んでいくものと考えております。

以上で8番、関根政雄議員の日陰林対策についての質問の答えといたします。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 今年の冬は、二度ほど一同除雪車が出るという大変寒い冬でありました。多いところで40センチですか、除雪車がフル稼働ということであります。

村内の難所とされている、今、村長から答弁をいただきましたけれども、そういった箇所は全て要望が上がっているということで、特に石井草地内、あの難所とされるカーブですね、アメニウレタン工法を講じていただいて、何度もあの坂を上からおり、また下から上がりということを見せていただきました。なかなか降雪したすぐにはあの工法の効果があらわれないのかなという認識でいましたけれども、ちょっと光が差し始めると解消が非常に速いなどという、効果は非常にあるなという解釈を見ながらあそこの急カーブを見せていただきましたが、ああいった難所の山が、今、木を切っても山があるからなかなか無理だという判断をされているのかどうか。

また、そういった要望に対して受益者のほうからも当然、同意書を上げて要望書が出されているかと思いますが、要は地権者の方が承諾をしない限りは日陰林の伐採は進まないということもあるわけでありまして。そういった地権者の根強い同意を得られているのか、またそういう交渉を村としても区長さん通してそのような要望を山主さんにされているのかどうか、あわせて村のそういった難所につきましてその経過といたしますか、おわかりであればお示し

を願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、日陰林の事業であります。この日陰林対策の事業で最近、特に震災以降はこういった村の補償を1本1,000円とか2,000円、あるいは切った木は林家で処分してもいいですよという、そういった手法が理解されてきて、それほど反対はないようです。

ただ、一部には、石井草の場合には違ったようでもあります。これは住民が地域で上がったこともあると思います。ですから、アメニウレタン工法も日陰のところは、どうしても日の当たらないところは議員がお話ししたとおりに余り効果がないようですね。日が当たることによってあの効果が倍増するようです。

こういったことでありますので、再度、地区からも要望が出ました。とても立派な道路つくってもらってありがたいんだけど、日の当たらないところは余り効果がないと。ですから、この日陰林対策、あそこはもう一度、林家の皆さんにお願いしてみようかと考えております。あとほかの地域ではそれほど林家の反対はないようです。

詳しくは、担当課はいいかな、これで。

〔「はい」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ぜひとも地権者の同意を得られるような、熱意のある、諦めることなくということでもたまたま解消策をお願いしたいと思います。

実は昨年、子ども議会がここでありまして、一人の子が議場をなかなか出なかったんですね。その子にどうしたのと話を聞いたら、議員さんにお問い合わせがあるんですけど、こういうわけなんです。どうしたのと聞いたら、私は中沢の奥に住んでいるんですけど。日陰林を、日陰林とは言わないんだね、雪ある道を何とかしていただけないかと行って帰って行きました。

これは全く住民の切実な願い、子供であっても何とかしていただきたい。これはやっぱり真ん中に住んでいるか辺地に住んでいるか別として住民の願いなので、ぜひともそういった子供が、スクールバスが落ちちゃうかもしれないと心配していると言うんですよ、実は。そういう住民の願いをかなえるべく、そういうことをするところはどこなのかということとやっぱり行政の努力と地権者の理解ですから、それを怠ることなくひとつ進めていただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に、最後の質問に入りたいと思います。

鮫川村総合戦略の各プロジェクトの推進についての質問であります。

鮫川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、効果的な施策を企画立案し、将来の村の主要施策として具体的な13項目から成る各プロジェクトを2年前に策定されました。また、総合戦略の基本理念として、「子ども・若者・女性の自己表現ができる環境づくり」をしておりますが、新年度以降、施策にどのように反映されているのかお伺いをいたします。

さらに、さきに提出した議会政策提言書の中で定住促進対策への回答として、村長は、移住希望者向け住宅環境整備プロジェクト、子育て・教育支援プロジェクトで検討したいと、このような回答をされております。この検討をするとした各プロジェクトの今後の開催時期、さらには検討する手順、それから手法、どのような方法でやるのかということと今後の取り組みにつきまして、あわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大楽勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大楽勝弘君 登壇〕

○村長（大楽勝弘君） 8番、関根議員の3点目の質問であります。

鮫川総合戦略プロジェクトの推進についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、ご質問の第1点であります。総合戦略の基本理念としての「子ども・若者・女性の自己実現ができる環境づくり」に対する新年度以降の施策への反映についてのご質問であります。これについては、平成29年9月議会での関根議員のご質問、総合戦略の推進についての中でも答弁させていただきましたが、具体的には、振興計画の重点8項目を地方総合戦略が定めるまち・ひと・しごとの3つの分野に再編し、まち・ひと・しごとの分野ごとに目標を定め、平成27年から31年までの5年間を計画期間として取り組んでいるものであります。

当面の5年間の事業展開において、「ふるさと回帰の推進」、「稼ぐ力の創出」、「暮らしやすく賑わいのあるむらづくり」の3つを基本目標に位置づけ、それぞれ数値目標を定めて取り組むものであります。これら基本目標を実現するための主要施策としての13のプロジェクトにより取り組むこととし、それぞれKPIを設定し、計画の取り組みを行っているところであります。

これらの指標達成のため、新年度予算編成に当たっては、ふるさと回帰プロジェクト関連では、移住情報発信のため、北区「ココキタ」の北区区民との交流や目黒区商工まつり等の中で村を紹介して実施していくとともに、短期滞在型移住体験プログラムでは、農家民宿を

活用した農業体験ツアーを計画しており、さらに村出身者への村情報の提供では、東京鮫川会との交流を初め、村外で暮らす村出身者に対する村情報の提供・発信を継続的に進めているところであります。

次に、「鮫川村地域おこし商社プロジェクト」関連では、手・まめ・館を中心に現在ふるさと振興協議会で進めている東京都北区との交流を初めとした都市交流や物販等を進めていくとともに、北区の食育団体等と連携し、産品販売、食育を通しての交流事業を計画しております。

また、「産業おこし特産品開発プロジェクト」関連では、引き続き、特産品開発に取り組む郷土料理を楽しむ会の開催等を通して、郷土料理の活用と商品化に向けた取り組みを計画しております。

「温泉活用プロジェクト」では、温泉源の保存と周辺環境の整備として温泉源の保護及びさざり荘から続くゾーンの景観づくりなどの整備を行う事業を計画しております。

さらに、「鹿角平観光牧場宿泊誘致推進プロジェクト」関連では、引き続き鹿角平観光牧場クロカンコースを活用した団体の合宿誘致に合宿受入協議会とともに取り組むとともに、天文台を活用した合宿プログラム等にも取り組む計画であります。

「環境公社設立による農村環境維持プロジェクト」関連では、環境公社設立まで準備期間を要することから、当面、里山の景観維持については、中山間直接支払交付金事業での集落の取り組みとシルバー人材センターの活用とあわせて、草刈り等の技術を習得する機会の創設などを含め、将来的にこれを担う部分の組織化に向けた取り組みを検討しています。

「小さな仕事づくりプロジェクト」関連では、引き続き地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊の受け入れ等を進め、村に住み続けたいと思う人材が定住できるための環境づくりを進め、今後、ビジネスプランの募集等も行っていく予定であります。

「移住希望者向けの住宅環境整備プロジェクト」関連では、空き家対策計画を策定し空き家を利活用していく事業に取り組むとともに、移住者を含めた住宅用地の分譲に取り組み、その際には住宅建築・改築等に対する支援のための施策を検討しているところであります。

「子育て・教育支援プロジェクト関連」では、幼稚園と保育園が一体化したさめがわこどもセンターをさらに充実させた認定こども園化により、保育料を国が定める基準額の半額程度まで軽減するほか、村独自の支援策として5歳児の保育料無料、給食費の無料化、第2子・第3子以降の保育料低減などのほか、延長保育、預かり保育などにより子育て世帯の支援を拡充してまいります。

また、小中学生に対しましては、基礎学力向上のための能力検定助成金、英語力向上対策推進事業等の諸事業に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

さらに、高校生に対しては、通学支援のための高校生通学支援金、修明高校鮫川校通学者の支援事業に取り組んでおります。

「貸し農園を活用した都市交流プロジェクト」関連では、当面、農家民宿を活用した貸し農園の普及、農業体験ツアーなどの事業を計画しているところであります。

ご質問の2つ目の、さきの議会政策提言特別委員会で政策提言がありました定住促進対策としての移住定住希望者向け住宅環境整備プロジェクトの取り組みについては、これまで進めてきた定住促進住宅の建設、分譲住宅用地整備事業の進捗とあわせまして、現在、定住支援策の検討を進めているところであります。

昨年の議会でも答弁したとおりであります。各プロジェクトの中でも現在未着手の部分もありますが、今後、指標の実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、関根議員の総合戦略のプロジェクトの進捗状況についての質問へのお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 13項目から成るプロジェクトの具体的な内容につきましてご答弁をいただきました。

さきに同僚議員のほうからも村づくりをするために今後どのような検討会とか組織でいくのかという質問もありましたけれども、今回の地方創生の国の施策を受けて今回の総合戦略の骨格をつくりまして、そのたび議会にも諮られて、基本策定につきましては、総合戦略、また鹿角平合宿受け入れ、それから温泉活用、さきの中心街の活性化、それから村を紹介する放映ビデオですね、これもあわせてそのメニューの中で、国の補助金をいただきながら多額のお金を投じて骨格ができたわけでありましたが、今後この13プロジェクトを具体的に進める上で村民の参画、学識経験者、関係者の策定委員会も既に終わっておりますが、今後、さて具現化するときに、私はある一定の村民の参画が必要ではないかと思っております。

それとまた、やっぱり軌道修正しなくてはならない部分も当然発生してくるかなと思っております。財政状況等を鑑みながら、無理のない、うちの村の身丈に合ったプロジェクトを推進するために一番必要なのはやはり実際主役となる村民の参画が必要なのかなと思っておりますが、そういった職員間の基本的な企画立案の骨格、また当然議会の承認、地域での根差した活動、お世話役をしている区長さんたちの立場、あと一番大事なのは子供たち、若者たち、それか

ら女性を含んだ、表現をできる環境とうたっておりますが、そういった村民の参画が必要だ
などと思いますが、住民と一緒にこれからつくり上げていくべえというような基本理念なので、
村長のその辺のところの、今後計画的なプロジェクト達成のための所信、お考え、お示しを
願いたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、鮫川村の課題であります農家の皆さん、農業の元気が村の振興
につながる、これが基本的にいつも考えていることであります。こういったことで、都市と
の交流事業の中で特に北区との交流、食育団体との交流が今順調に、係員の担当者の熱意も
ありますが、3年ほどで随分、ホテルツアーまで進んでおります。

北区の人たちはとても鮫川の自然環境、食べ物も気に入っていただいております。この人
たちに今度は田んぼや畑に入ってもらおうということでクラインガルデンを提案しましたが、
なかなか思うようにいきませんでした。

それで、今、農家民宿の方たちを利用させていただき、どうだべなど。貸し農園を利用し
て鮫川村のよさを発見してもらったらということで、田んぼや畑を村で借り上げて、それに
民宿のおばちゃん方、おじちゃん方は草むしりぐらいは手伝って、種まきや中間の手入れあ
るいは収穫はそういった都会の人にやってもらう、こういった事業に今取り組んでおります。
こういった声かけが今、4、5カ所できているそうです。

田んぼや畑を借りて、農家民宿に泊まりながら、恐らく年間で半月ぐらい、15日近くにな
りますか、こういった農家民宿を利用しながらやっていくとだんだんに、この人たちはまだ
貸し農園で働けますが、こういった人たちが80になったときに、後期高齢者あるいは高齢者
になったときに鮫川村の施設に、これこそ前もお話ししましたが、西野の区民グラウンド、
あの辺に北区あたりの介護施設を持ってきたいな。もちろん費用、介護保険料は全部、北区
で持ちだよ、鮫川が提供するの場所とあとはお米、食料品は鮫川で提供いたしますよ、有
料ですよという、そういった取り組みができるような村になればいいなという今思いで、北
区を大事にしてくださいよ、目黒区の区民を大事にしてくださいよというお願いは担当者
しております。

最終的な目的は、この区と姉妹都市になり、こういった区での高齢者を鮫川の介護施設で
生活してもらう、それは、鮫川の自然が気に入った、鮫川の農家の人たちの優しい心に触れ
たおつき合いができたから鮫川を選んだ、そういったことになればいいな、最終的な目的は
そこに置いております。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村長の心内をお話をいただきました。

今回の総合戦略の中の村長の最後の言葉に、高齢者を含めたつながりを、若い人、女性の人、そして子供たちと一緒に支えていくということを言われております。また、住み続けたい環境をつくるということで締められております。やはり総合的な13プロジェクト、どこをどう優先順位をつけるのかというのは、財政の関係、それからその事業の必要性、費用対効果もあるかと思いますが、あの13項目を本当に全うできれば当然、目的、人口の急減は防げる施策だと思います。

村づくりは人づくりであるし、村は人なりという言葉がありますので、どうか、受け入れる我々の理解と、それから、これから村を背負う若者や女性たち、そして子供たちの人材育成にも今後またお力入れをいただきながら、このプロジェクト全うできることを期待して、3点の質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

[9番 前田武久君 登壇]

○9番（前田武久君） 今回の定例会、3点について村長に答弁を求めたいと思います。

まず1点目、解消図れない氷結道路について。

村道新宿・古殿線の叉石地区舗装改良に伴い、凍結防止としてアメニウレタン工法による工事が実行され、広域の交通安全確保が期待されたが、2月初めの降雪以来、1週間後も氷結状態が続き、地域住民の生活が脅かされた。今後の対応策についてお尋ねをしたいと思います。

まず1つとして、降霜、降雪、除雪、氷結時の現況を把握されておられるか。

2、村有の車載散布機の作業実施状況をお伺いいたします。

3、今後の解消策として定置式凍結防止剤散布機の設置が最善と思われるが、この提案に対してどのようにお考えか村長の所信を伺いたいと思います。

以上、質問といたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の3点の質問、まず最初の質問であります、解

消が図れない氷結道路についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、降霜につきましては、特に現況を把握するためのパトロールは実施しておりません。

降雪、そして積雪状況につきましては、地区ごとに居住している職員を指名し、積雪の状況を報告させております。その報告をもとに除雪作業実施の判断をしております。除雪の指示をしなかった場合には担当課でパトロールを実施しており、除雪の必要があればその指示をしております。

特にご指摘の村道新宿・古殿線におきましては、アメニウレタン工法を施工して初めての冬でありますので、その状況につきましては注意深く見守っております。1月22日から23日にかけての積雪の際には、担当の業者が23日の午前中に除雪を実施しております。25日の午後に除雪後の状況を確認しておりますが、その際には一部アメニウレタン舗装の路面が見える状況であったとの報告を受けております。

その後、27日土曜日の午前中に、地元の住民から役場の日直に路面の状況が悪いと連絡がありました。除雪をするように指示しましたが、悪い路面の状況というのは、圧雪やアイスバーンではなく、積もっている雪が解け出しシャーベット状になっていたためにタイヤがとられるということであったようであります。こういった事象は想定しておりませんでした。今後は気をつけて維持管理に当たるように指示を出したところであります。休み明けの29日の午前9時頃に現場を確認しております。一部には凍結は見られましたが、走行には支障はないと判断しております。

次に、ご指摘の2月初めの降雪時の対応についてお答えを申し上げます。

2月2日の未明から、降雪の際には早朝から除雪は実施しておりませんでしたので、担当課のパトロールの結果を受けて直営での除雪を指示しました。当該新宿・古殿線につきましては午後一番で除雪を実施しております。翌3日の朝と4日の朝に担当課が現地を見ておりますが、アイスバーンではなく圧雪の状態であったとの報告を受けております。

ただ、寒い時期でもあり、最低気温が連日マイナス10℃、氷点下10℃を下回っておりますので、早朝の時点では凍結もあると思われませんが、アメニウレタン工法の特徴は、雪を解かすのではなく自動車の荷重により凍結を抑制させるという点でありますので、効果は出ているものと感じているところでありますし、地元の方からも効果が感じられるとの評価をいただいております。

次に、村有の車載散布機の作業実施状況であります。村の融雪剤散布機は平成25年度に1台、平成26年度に2台を購入し、合計3台所有しております。このうち1台は地区からの

要望により平成26年度から青生野地区に貸し出しをしており、12月中旬から翌年3月まで、青生野地区を走る国道・村道合わせた20路線について、区長さん、副区長さんに融雪剤の散布をお願いしているところでもあります。

村が直接に稼働させている散布機は、毎年12月上旬までに軽トラックに取りつけています。取りつけ以降は、通常の道路維持作業の際にも毎日この軽トラックを利用しておりますので、路面の凍結の状況や積雪、圧雪の状況に応じて散布作業を実施しており、好評を得ているようでもあります。

次に、今後の解消策として定置式の凍結防止剤散布機の設置が最善と思われるという質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、定置式の凍結防止剤散布装置は一定の効果はあると思えますが、ただ、先ほどの新宿・古殿線は申し上げましたとおりアメニウレタン舗装の効果は出ていると判断しておりますので、現段階ではこの定置式凍結防止剤散布装置の設置の必要はないと感じております。ただ、今後さらにアメニウレタン工法の効果を検証し、また凍結防止剤を車で散布することによっても対応できるのではないかという思いもあります。効果的な維持管理の方法を模索しながら、あの路線の冬期間の安全確保に努めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、村長から効果が出ているというような答弁であります。

今回、雪の量に対しては除雪回数はそんなに多くなかったと。村で除雪機を持っておる、そのほかに建設業者さんに依頼されている機械でもって除雪したのは多分1回かなというふう感じております。通常100万くらいの出費があるというふう聞いております。

それで、私が指摘したいのは、実はアメニ工法、これは石井草でもって一応補正で上げたものかな。アメニ工法で約2,000万円くらいかかっているのかな。それで費用対効果がどれだけあるのかというふうに私も期待しておったんですが、今、村長が又石の状況、実際、村長も行かれて状況を把握したのかな。実は私、2月11日に現場を確認したんですね。それ以前に住民から、降雪して二、三日後かな、宅急便屋さんが石井草に上がれないんです。それで、今の鮫川支所、農協の先の旧保育所まで荷物を取りに来てくださいというような連絡があったと。ところが、地域住民の方もそれどころじゃない。宅急便屋さんが上がれないのに、私たちが沿線住民としてそれはとっくに承知しておると。勤め人、それから急用以外は下に

おりられない状態であると。宅急便は4、5日過ぎてからでもいいから後で届けてくださいと。その連絡に対してそういう返事を申し上げたということでも困っておると。

それで11日、私、現場の写真等も撮って路面状況も把握してきたんですが、1週間たっているんですね、2月4日の降雪。全然雪が解けていないんですよ、アメニ工法がされたその上の雪がね。多分除雪したんでしょう、あれは。除雪しても多分、普通の舗装道路と同じようにきれいに除雪するとアメニウレタン工法された被覆が剥がれてしまうというようなことで、多分、ある程度上げて除雪されたというふうに感じておりますが、その表面が全部凍って、それから4日間に解けた雪がわだちになって、それがちょうど気温が下がったものから全部凍結しているんですね。それで、一部は広いんですけども、ほとんど1車線のわだちということで、それを外れるとこれは車がどこに行くかわからない、そういう状況で、ややもすると正面衝突するようなわだちになっておると。とにかく危険な状態で1週間が過ぎたというような状況だというふうに私、判断しております。

それで、どのような住民がそのように申し上げたんだかわからないけれども、実は村長も何日に行ったかわからないですけども、多分、自分の乗用車で又石まで行ってその状況を把握に行った際に石井草の住民の方に会っているはずですよ。そうでしょう。そして、どうだい、この効果はあったかいと言ったら、全然だめですと言ったと。ちゃんと断っているはずですよ。だから、今の答弁、ちょっと村長、私、納得いかないんですよ。本当のことを言ってくださいよ。

それと、今、村でもって積載されている散布機はあそこを何回やれたのか、それもちょうと答弁がなかったんですけども、又石地区に融雪剤を散布されたのかどうか。

それと、アメニウレタン方式、ことしは地域整備課のほうでもある程度、最低気温とか何かも把握されたと思うんですけども、通常の冬期間よりもかなり気温が下がった、本当に寒い冬だったんですよ。それでマイナス15度以下になったと思うんですけども、これは全然まだ雪が降る前の状況ですね。当該地区の方なんですけれども、又石を下ってきた、それでアメニウレタン工法の地区に入った途端にスリップした。なぜ雪も降らないのにスリップしたのかなと言ったら、そのアメニウレタンの羽毛状況のところに霜柱がびっしりついて、それが凍った状態で車がスリップしたと、それで危険を感じて減速して下ったと、かえって危ないよと。私、JAの鮫川支所にちょっと用事があったら、その当該地区の人たちにそのように言われた。大丈夫だっぺ、今度はと言ったら、いや、そういう状況なんですよと。

だから、私は、融雪剤の自動散布機という次の項目ですけれども、それを申し上げておるんですが、そういう状況であって、今の村長の答弁、かなり効果があるというようなそういう答弁はちょっと意外だなと。これは恐らくあそこを通行された住民からしたら全然感じが違うなというふうに思われると思うんですが、再度、村長に答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、何でも物事はそうです。よく考える人と悪く考える人がいます。まず、この石井草からは役場職員も2人来ております。この2人に聞きました。十分この効果はあるそうです。そして、私が二度ほど行きました。一度行ったときに今ほど議員が話された女性の方に行き会いました。どうだい、効果ありますかと言ったときに、一つも効果ない、これは日が当たらないからですねと言われました。日陰対策です。アメニウレタン工法は車が歩くことによってその荷重で滑りを防ぐ、そういった手法なんですね。

ことしの異常な低温で、ことしは石井草あたりは日中でも2月10日ごろは氷点下になっていました。氷点下、私のほうで記録したのが14度が一番でした。これは2月10日から余りが一番寒い村の温度でした。ですから、この2月10日から余りの、議員が見たときは恐らく鮫川で一番寒い時期に見たのではないかと思います。こういったときは確かによくありませんが、アメニウレタン工法がやった場所とそうでない待避所のほうは、あそこ広いんですね、一部、叉石のところは。その一部広いところにはもうたくさん雪があつてとても歩ける状態ではない。アメニウレタン工法のところは歩くには支障なかったと、そういう状態でありましたものですから、私は、アメニウレタンは十分効果はあつた、ただこれに日が当たればいいな、日が当たればもっとこの凍結は解消できるなという思いでございました。

そういったことで、あの日には一人は軽で来た彼女に行き会って、もう一人は大人の男性の方に行き会いましたが、男性の方は、いや、効果ありますよ、おかげさまでいいです、ただやっぱり日陰対策をしてもらいたいですねと、これは言われました。

こういったことで、あそこに必要なのは定置式の散布機じゃなくて日陰対策だなという思いが一つ。あとは、村でちょいちょい、ああいった国がというより建設省が進めるアメニウレタン工法を上手に普及させるためにも、もうちょっと手まめな手入れが必要かなという思いはいたしております。

以上です。あと詳しくは担当課で。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） 新宿・古殿線への融雪剤の散布の状況でありますけれども、

作業員の日誌は毎日書いてもらっております。その中でこの路線に行ったということで路線名を書いておりますけれども、その路線について、何時から何時まで作業をした、あるいは何袋散布したというような記録は、すみませんが残っておりません。この日にはこの路線に行ったというだけしか書いてありませんけれども、その降雪以降、特に指示しておる関係もあるのかもしれませんが、新宿・古殿線には結構の回数行って散布の作業をしているというふうに私は思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 日陰対策でもってあの地区の山の木を切るというのは、私もそれは前から考えておりますけれども、あそこは一回、日陰対策でもって切ってあるわね。それと、前にも村長も承知しておるとおり、あそこは山がかなり急な山で、南側の山が道路の日照を遮っておると。それで、日陰対策であの木を伐採する場合には、頂上までほとんど伐採しないと効果が出ないように私は考えるわけでございます。

それと、村長が先ほど、アメニウレタンやったところは効果があって、そのアメニウレタンやらないあそのの叉石の広場、そこは雪が残っておったと、そう話しておられますが、あのウレタン以外のところは除雪していないんですよ。ウレタンのところは除雪したんでしょう、地域課長。除雪しなければ当然、雪があるのは当たり前でしょう。私も現場行って把握してわかっているんです。そのときに除雪をどの程度やったんだかね。

それと、地域課長が今答弁された散布機の出動、私はこれもう19日前に通告しているんですよ。前回の一般質問は26日間通告期間があったんだよね。今回は19日間通告期間があるんですよ。19日前に私は散布状況についてちゃんと通告している。そのことについて明確な答弁されないということはどういうことなんですか。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） 申しわけございません。確かに通告で作業実施状況を伺うということでありましたけれども、そのことに関しまして、12月上旬以降、毎日のように車で走っていて、散布の必要があれば散布をしているということで、質問にかなうお答えということで私、思ってしまったものですから、その具体的なことについてはそれ以降ちょっと資料の準備をしておりませんでした。申しわけございませんでした。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私が言いたいのは、せっかくある散布機、それで、これ住民が言っているんですよ、撒く量が少ないと。本当に動く程度の散布だから全然効果が出ない。これは

量を多く撒けば、撒いた地域から車で引っ張るんですよね。今スタッドレスタイヤで目が深い。その目に入った融雪剤を遠方まで自動的に散布してくれるんですよ。

それと、先ほど言ったアメニウレタン箇所にも霜柱立った。これは、降雪以外でもそういう状況になっておるといった際でも、融雪剤が撒いてあれば解けるんですよね。それが解けなかったということはちゃんとその対応をしていないということなんです。だから、これは、そういう言いわけの答弁では村民がどう感じるかということが問題になると思いますので、きちんとした答弁をしてください。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） 今のお叱りでありますけれども、村長の答弁の後段で、今後さらにアメニウレタン舗装の効果を検証して、散布機の有効活用を図りながら効果的な維持管理をしつつ進めてまいりたいということでお答えしておりますとおり、今後、作業する散布量や回数なんかも検証しながら効果的な除排雪作業をしていきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） アメニウレタン工法でもって解消を図るというようなことで前に予算化したときに、私、質疑で村長に申し上げたんですけれども、もし解消を図れなかった場合にはどういう対応をするんですかと。あのとき多分きつい言葉で、責任をどうとるんですかまで私たしか話したと思うんですけれども、今回、日陰木を除去すると、それで解消されなかった場合、念のために、どのようなまた対策をとるのか、その辺確認しておきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、このアメニウレタン工法は北塩原村でも採用しているんですね。この北塩原村はご存じのとおり大変な大雪の地帯であります。この工法で随分好評を得ている、そういった村長のお話がありましたものですから、ああ、それはいいことだなと思って石井草に採用させていただきました。

ただ、心配だったのは交通量です。北塩原村と鮫川村、どっちが交通量あるのかなと。交通量もある程度ないとその効果は期待できないということは話されました。そういったことで、あそこには皆さん、大きな乗用車とかというのは少ないのかなという今思いでもおります。ですから、これに対応するにはやはり凍結防止剤の散布もあわせてやるとまた違った、両方併用で効果を期待できるのかなという思いであります。

ですが、その前に日陰林対策を実施していきたいと思います。日陰林対策を実施しても効果がなかった場合には、それこそ前田議員の話される無人の散布機を、定置型を設置して皆さんの安心を確保したい、安全を確保したい、そういうことで回答させていただきます。

ただ、職員もあの程度の撒き方ではだめなんですね。ごっそり景気よく撒くように指導はしていきます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） アメニウレタンの工法をするというとき、私、実は古殿町ではやっているんですね。村長、承知してなかったかな。石井草から古殿町役場へ越す、役場のちょっと上に工業団地ありますね。あそこにアメニウレタン方式が、何年前に工法されたんだか、あそこは既にもうしているんですよ。それで、あの地区の人たちに聞いてみて、あの上流には余り人家がないんですけれども、工業団地の入り口なものですから交通量はある、それと除雪もするということで効果が見られるというふうに私も感じてきましたが、当初、石井草、又石、アメニ工法やるときにも、交通量が少ないからちょっと懸念されるということは村長も申されておりましたし、どうかなというふうな、私もそういう懸念を感じたものですから、前回の一般質問でそのように村長に申し上げたわけであります。

そういったことで、今回、今の答弁では、日陰木対策を講じて、凶れない場合にはそのようなあれに持っていくというようなことであります。それに期待して、この点についてはこれで閉めたいと思います。

次に、2点目に入りたいと思います。

村民保養施設と交流施設の併合について。

住民の唯一の癒やしの場所として人気のある村民保養施設さぎり荘が改築後、増設工事が計画されている。

一方、交流施設ほっとほうすは、観光施設の場として立地条件に合わないため、開設当初から財政負担を強いられている。村長も昨春、質疑の答弁で、29年度の運営状況次第では閉館等も決断するとの意向であった。しかし、30年度の交流施設運営費として今年度を上回る予算計上がなされており、存続するものと思われるが、大多数の住民は失望するものと思われる。

そこで、今後、村民保養施設の増設を機に交流施設を併合し、計画されていない宿泊業務と施設を加え、貴重な財源と自慢できる温泉の有効活用とともに、周辺地域の活性化を図れ

る行財政を進めるべきと思うが、所信を伺う。

ほっとはうす設立以来の年度別財政支出額、その他の経費についての資料を求めたところ、これは提出されておりますので、これは了解しております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の2つ目の質問、村民保養施設と交流施設の併合についての質問にお答えを申し上げます。

まず、交流施設ほっとはうす・さめがわは、都市住民との交流を推進することを目的とする拠点施設として平成6年度に整備し、平成7年度に開所した宿泊施設であります。その翌年には隣接して体験館の整備も行いました。里山の自然の中、長期滞在型観光を目指し、さまざまな体験メニューと田舎の料理でのおもてなしを基本として運営してきております。

平成29年度4月から1月までの施設使用料収入は556万3,095円、平成28年度の収入額は419万4,110円、それを大きく上回りまして、率にして30%以上の増収となっております。また、利用者数も1,665人で、前年度946人に対して76%増加しております。

利用者の内訳は、関東圏の利用者数が前年より4割ほど落ち込んでいますが、県内及び村内の利用者は大きく伸びてきており、前年度の7倍となっております。県外の利用では、昨年、マツダスポーツカークラブ主催のラリーが行われなかったこと、日本薬科大学の駅伝の合宿を受け入れることができなかったことが利用者数減少の要因であります。その反面、県内及び村内の利用者が大きく伸びた要因では、団体客の受け入れ、学年行事やスポ少などの親子での利用が多かったようであります。

平成29年4月には現場の責任者である支配人がかわり、8月には、常勤の調理スタッフ2名が退職したため3名のスタッフを雇用いたしました。4月に施設の前庭を撤去し、駐車場として整備をしました。また、8月下旬から9月には、ほっとはうす・さめがわの施設内外の環境整備、体験館の清掃などを実施し利用者増につなげております。これらの作業には支配人や新たに雇い入れたスタッフが作業機械や道具等を持参し、みずから整備を進めてきたもので、利用者からは、「きれいになった」、「とても利用しやすくなった。」との声をいただいております。

平成30年度の予算における一般会計繰入金金の増額は次のとおりであります。施設使用から23年を経過しており、ガスオーブンなどの調理器具が老朽化し使用できないため、その機械

を買いかえる費用、国道沿いの案内看板の基礎部分が腐敗しており、倒壊するおそれがあるための建てかえ費用、メニュー開発や体験事業受け入れのための研修に係る人件費の増などがあります。

また、今回さざり荘の増設については、これは個室部分の改築や空調設備の設置等を計画しており、宿泊施設の併設については計画しておりません。なぜ宿泊施設を併設しないかということは、一つは、目の前に民間の施設があるということでもあります。もう一つには、宿泊施設の整備については多額の費用が必要なため、補助事業や起債事業での特定財源の確保が必要でありますので、それらをご理解いただき、今はそういった施設でない計画で実行させていただきたいと思っております。

以上で9番、前田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ほっとはうすの件については、村長もこれは就任以来いろんな改善施策を講じて、就任は15年ですか、15年当初には支配人を職員から一般人に切りかえたということで施設の運営を図ってきたわけでありまして。以前から一般会計からの予算でもって14年、15年、村長就任のときに特別会計ということでもって、16年から実は特別会計に入ったわけでありまして。それ以降はきちんとした会計、これは我々議員が見てもよくわかるような決算内容になってきたわけでありまして、その前はベテラン職員を派遣して、大体1人当たり600万くらい給料を払っていたと思っておりますが、この人たちのあれでもって運営費約1億5,000万ぐらいは恐らくかかっておったかなというふうに想定されます。

村長になってからは、一般会計でもって運営費約15年から29年まで1億くらいになったかな、それだけの経費、そのほかに償還金がありますね。そうすると、償還金が約1億5,000万くらいで、約3億5,000万くらい、当初からすれば財政支出を図ってこられた施設であります。

都市型交流ということで村の発展に寄与すべき、そしてまた村民に十分その恩恵を与えるべく、施策の一環として今まで持続されてきたんですが、ただの一回も健全財政にはなっていないかったと、赤字続きで我慢して我々村民も見守ってきたわけでありまして。私も当然、公社に対して、村当局に対してその改善策を求めてまいったわけですが、なかなかあの立地条件からいって、今年あたりは通年営業でもってやっているみたいですが、ほとんど冬期間は閉鎖というような状況であったと思っておりますし、年間に1,000万以上の持ち出しをしても全然その費用対効果は見られなかったというような状況であります。

そういった中で、村民も十分忍耐強く見守ってきたと思います。村長にも、財政健全の面においても数十年これだけ運営をされて費用対効果が見られない、その状況が続く状況は当然これはいずれかは決断すべきというようなことで、執行側にそのような要望をしてまいったんですが、ついつい今日まで来ておる。

今年度は、また15年前に戻って管理者を再任したということで、スタッフもかわって営業内容もある程度変え、誘客作戦も功を奏して幾らか前向きになったということでございますが、やはり1,000万の持ち出しがあつて、さらにまたそれに老朽化して、二十数年たつて建築維持費、修繕費がこれからどんどん膨らんでいくわけでありまして。償還期間も20年に終わつてもう国・県の縛りもなくなってということでそろそろ決断すべきという時期に、今年度の状況を見て健全財政とは言えないですよ。今年度も予備費から補正でもって総務費に割り当てて、補正を図って何とか予算をやりくつたというようなことで、予算内で決算はできると思いますが、このままの状態ではいけばどんどん今の状態が恐らく続くと思います。

そういった中で、私が言いたいのは、やはり前に同僚議員も言われたように温泉活用ですね、さざり荘。さざり荘は、村長が就任されて1期目かな、1億ちょつとの財調基金ができたね、約1億5,000万かな。ちょうど私、福島で土地連の大会があつて村長も一緒に同行した車の中で、今の福島空港あたりで帰り際に、1億円の基金ができたから、村長が、この金どう使つたらいいかというような、五、六人でしたか、前総務課長なんかもいたんですが、そうしたところ、それをさざり荘改築に、ああ、それがいいということで、1億5,000万が3億に、結果的にはさざり荘建築にかかったんですけれどもね。だから、あのときに本当は宿泊施設までやっていけば、その後、あの宝である温泉を取得したんですからね。お湯をぶん投げなくたってどんどんフル活用できたはずですよ。

私が言いたいのは、今度3,700万近くの予算がついているのかな、その個室の状況をちょっと知りたいんだけど、それから大広間なんかもつくるみたいだけでも、その内容をちょっと知りたいんだけど。

先ほど宿泊施設をつくるのには支障があると、前に民間の宿泊施設があるから。それから金がいっぱいかかるとか今答弁されておりますが、そんなに金かけなくたって宿泊施設、ほつとはうす、あれだけの施設あつたつて全然利用もできない。宿泊客なんかほとんど、ちょっと後で答弁してもらうけれども、29年度何人いたのかな、宿泊客。それから、あのお風呂、真水を沸かして、恐らくタイル状況なんか割れちゃつて、修繕はされたみたいだけでも、あんなところで入浴して体を癒やすというお客は余りいないと思うんですよ。それさ

莫大な灯油代がかかると思うんです、あれ、燃料代。俺から見たら、あそこはもう宿泊業務をやめてさぎり荘に持ってきてやれば誘客もどんどん図れるし、村民だって十分有効活用を図れると思うんですよね。先ほど村民の利用客がふえたと言うけれども、その利用客が何人くらいふえたのか、どの年齢層が入っているのか、そういう状況をちょっと聞きたいんですけれども。

さぎり荘も、別に金かける気ならばいっぱいかけられますよ。でも、金ないのわかっているんですから私もそんなに強い要望はしないんです。今の駐車場を屋内駐車場にすればいいですよ。あれをコンクリートでもって下を駐車場にして、上に宿泊施設、2部屋か3部屋つくれば、お湯は黙っていても湧水できるんですから、そんなに費用かけなくたっていいと思うんですよね。今回だって3,700万もかけるんだから。財調基金6億か7億あるみたいだから、1億くらいかけたってそんなに村民は文句言わないと思うんですよね。村長、やる気あるかないか、それはわからないけれども。

私が夢を描いているのは、本当はさぎり荘の右側の山ね、今伐採した続き、あれを譲り受けて、そしてあの下にある、前沼地区で持っている、湯川地区ですか、あの辺の人たちも、前にも私、何回も村長に申し上げておりますが、所有者はあれは譲渡してもいいようにみんな、半承諾を得ているんですよね。だから、あの山を削ったあの田んぼ、それから349号の路盤道を平らにすれば簡単にあそこ造成工事できるんですよね。

それは今すぐの話ではなくして長期展望でもってやるということで、とりあえずあの駐車場を、そうしたら屋内駐車場になって利用客も本当に喜ぶと思うんですね、真冬でも何でも利用できるし。そんなに金かける必要ないと思うんですよ。だから、村長も商人なんだから、ある程度、企業的な感覚を持って村の財政運営をしなくちゃならないと思うんです。4期終わるんでしょ、もう少しで。何か村長の器量を発揮できないような感じするんですよね、期待外れというか、これから期待できると思うんですけれどもね。その辺……

○議長（星 一彌君） 今までの質問に対して答弁願います。

村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、さぎり荘の今回の改修費用であります、6畳、8畳の個室をもう一つ6畳、8畳に足して、合わせて28畳の中広間をつくろうということです。もちろん、6畳、8畳の2間ずつは個室にも使います。こういったことで改修費用2,200万ほどであります。ただ、空調関係があそこ備わっていないということで、大広間、そして「こじはん処」というんですか、あそこにも空調関係を設備したい、そういったことで1,000万ちょっとか

かります。こういったことで合わせて3,000万超える予算になりました。こういったことを30年度の当初予算に計上させてもらったので、ご協力をお願いしたいと思います。

あと、宿泊施設ですが、今のところ、ああいった目の前の旅館があるわけですから、こういった人の動向も注目しながら、一緒に共存できないかなという思いもありますが、その辺でもうちょっと頑張ればあそこの宿泊所も十分にぎやかな営業もできるわけですから、その辺もお察しの上ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 目の前の宿泊施設は、私が言ったのは、それに影響するような施設じゃなくて、さっき言ったように二間かその辺、10人以内の宿泊ができる。当然、あの湯の田温泉を求めて宿泊を要望されるお客さんはそれ以上だと思うんですよね。だから、収容できないし、そのようなことであのさぎり荘の泉質を求めてくるお客、その人たちはやはりさぎり荘以外でも近くにある宿泊施設を利用できると思うんですよね。だから共存共栄できると思うんです。以前も滝があるころ、村長が滝もあるからと。そうしたら滝のところの本人が、いや、つくってもいいですよ、かえってお客がふえるんだからやってくださいと。ちゃんと目の前でそのようにおっしゃっておられるのにもかかわらず、いや、共存共栄ができなくなるというような答弁をされてきたわけですよね。

あれからもはや既に十数年になっちゃったんですけども、そういうことで、やっぱりこれは我々幾ら提案、要望したって執行権は村長にあるんですから、これ以上のことを、村長がやる気がなければ申し上げても意味がないということでもあります。

それで、さぎり荘ですけども、さぎり荘の増設場所はどの辺なんですか。本当は略図でも示してもらえばわかるんですけども、想像つかないんです。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 個室の前です。6畳と8畳の個室をそのまま、前につくるということですから大きな改修にはなりません。

〔「建屋内で」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） いや、ちょっと基礎工事は入りますけれども、あの個室がありますよね、中央に。その個室の前に出すということです。外側に。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そうすると北側に出すということですね。下屋式に出して。

〔「そうです」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） それでもって、じゃ大広間というような感じは、それを一体化して利用できるような個室型にするということですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 大広間ではなく、6畳と8畳ですから14畳です。その倍ですから28畳ですから、老人クラブの集まりなんかは大広間を利用しているんですけども、十分この中広間で、今度の新しい部屋で対応できるのかと思っております。

あと、仕切りをして個室として使いたいときには個室として使ってもら。普通は個室で皆さんに利用していただいております。非常に集まりの多いときには個室の戸を抜いちゃって中広間として利用していただくと、そういう思いであります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これは今まで利用者も大広間を利用するのに使用しづらいというようなことで、かなり使いづらい施設だなというふうに後で、我々も責任があるんですが感じ取ったわけで、今回改築される前に我々にも設計図とかそういうものを提示していただいて、よく検討された上で増設工事をしていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

次に、3点目に入りたいと思います。

一般質問の答弁修正について。

東前田団地について、平成29年12月定例会の一般質問に対する村長答弁の内容が2カ月後の2月16日に修正報告されたが、村民に詳細説明を求めたいと思います。この点について答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の3番目の質問、前田団地の借地契約に関する一般質問の答弁の修正についてご説明を申し上げます。

さきの29年12月の第6回議会の定例会における9番、前田武久議員の公営住宅についての一般質問への答弁において、前田団地の借地については、平成35年、これ借地契約です、3月末の契約の満了をもって当該土地を地主にお返しするのが最善と考えているとの答弁をしたところであります。この答弁は、国の補助金の交付を受けて建設しました建物の処分制限期間を22年間と誤って認識したことによるものであります。その後、補助金の処分制限期間を精査しましたところ、30年間であることが判明しました。今後の方針を変更させていただいたものであります。

前田団地で一番古い建物が平成6年3月の竣工でありますので、平成36年3月をもって30年経過、一番新しい建物が平成9年3月の竣工でありますので、平成39年3月で30年経過ということになります。

平成35年3月末の借地契約の満了までに建物を取り壊してしまうと、残存価額に応じて国庫補助金の当時の借り入れをしました地方債を返還しなければならないことになります。こういった事態を避けるために、地権者の意向ももちろん確認しなければなりません。借地期間を延長させていただくしかないのではないかと考えて答弁を修正させていただいたものであります。

昨年12月の答弁により、現在、前田団地に入居されている方、入居を考えておられる方、そんな皆様方には大変、突然なお話でご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げたいと思います。

今後は、早いうちに借地契約の延長について地権者との話し合いを持ちたいと考えております。話し合いの結果によりまして今後の方針を決定したいと思いますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。現在、前田団地に入居されている方、入居を希望されている方には説明をしまいたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、契約の延長の話し合いにおいては、あわせましてできれば借地料の値下げについても交渉したいと考えております。

以上申し上げ、前田議員の3番目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これはやはり、さっきも申し上げましたように、私は11月に通告期限を、同僚議員も全部同じですけれども締め切られて、12月13日の一般質問で質問しているわけですね。26日間の通告期間があったんですよ。それで、精査して初めてわかったというような村長の答弁だね、今の。その精査された時期はいつですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私がこういった答え方をしたのに対して、職員がもしかして制限期間はないのかということ直ちに調査したそうであります。答弁後の、議会終わった後であります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これ12月13日に一般質問して、村長が我々に間違っていたというような報告をされたのが2月16日ですよ。臨時議会があって、その後、全協があって、その他

の件でもって私どもに報告された。それで、その間にあの前田団地の入居者、それから住民の方々から、私のほかにも大分来たみたいですけども問い合わせがあったんですよ。2月1日発行の議会だより、2月2日か3日に区長さんから住民に周知されて、初めて議会だよりの村長答弁を見て前田団地の状況を知ったと。一番心配されたのは入居者です。

それで、先ほど村長が言われたように24年には返すと。23年までには更地にして、入居者に対してはその前に、23年の前に退去してもらおうというような答弁であったものですから、これは住民の方にすればかなり迫った問題ということで問い合わせがあったと思います。

それで、今、村長が修正で答弁された内容によるとまたこのあれが変わってくるわけですね。現在、入居されている方、その準備をして、さきにも質疑したんですが、もう出るつもりでいて、今度あそこを退出される場合には、今まで部屋を汚したとか、それから壊したとかという場合には、ある程度修繕をされて退出しなければならないというふうなことでやってきたわけだけれども、それらについてはどうなのかというふうな、そういう具体的な問題まで相談をかけてくるようになってきたんですよ。だから、そういうことまできちっと検討されておるのか。

それから、行政認識の上から、これは当然、私、26日前に通告しておるんですから、償還年度が30年までは今まで何回も何回も、いろんな建築、村の施設の償還、これはみんな補助金でやってきて縛りがあるものですね。その縛りが解けるまではこれは壊せないとか、いじくられないとか、そういうのは承知しているはずですよ。それが、一般質問が終わって議会だよりが発行されて、そしてそれを閲覧して住民がわかってから、あれは間違いだったと。恐らくこれは、村長は自分で私が間違っていたというふうに認めておりますけれども、通告した文書というのは、ある程度これ調査をしてちゃんと答弁書というのをつくられているでしょう。だから、そういう間違いは、これは初歩的な行政ミスですよ。それに対して村長、どう思うか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 往々にしてその残存期間、処分制限期間というのは木造ですと20年、30年とあります。ですから、あの建物もふだん利用している、現場へ行って見てくる人たちは、相当傷んでいるからそろそろそういった感覚が薄れて疑ったんですよ。木造だから20年ぐらいという思いもあったと思います。こういったところ今後気をつけて皆さんには、今度の議会だよりで皆さん、大変な緊張感を持って役場にも電話したそうです。電話が来た時点で職員が気づいて、こういったことでなく30年という処分制限期間があったものですから十

分説明はしたそうです。

あと、立ち退きの際の修繕は今回に限り伴わないそうです。ただ、今、立ち退く場合は必要です。立ち退きの制限でお願いし始まるのは恐らく、平成6年に建てたものが36年ですからもう間もなく、三十二、三年にはあけてもらうとか、そういった手法が入ります。そういった立ち退きの2年前ぐらいに出る人がいれば、これは修繕料、決まりがあります。3年以上過ぎた場合には畳はお願いしますよ、5年以上過ぎた場合にはふすまの張りかえいたしますよ、障子もそうですよということで、退所する場合には、和室が多かった場合には恐らく20万近くかかると思います。こういったものがあの前田団地に最後までいた人には免除になります。

これは、皆さんに我慢して、今回特にいろいろ騒がせました。そのご褒美としてそういった対応もいいのではないかと思いますので、前田議員のほうからもそういったお知らせをしていただければと思います。ただ、退出を願う2年か3年前ぐらいでそういった待遇はしていきたいと考えておりますので、お願いします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私もこれは答えはちゃんと出してやらなくちゃならないんですけども、この前、2月16日に村長が我々に申されたときに、これは直ちに入居者、それから住民の皆さんにその修正の旨を周知するべきだというふうなことを申し上げたんですが、その後、広報とか私、見ていないんですけども、入ったのかどうか、その辺お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前田団地の利用者の皆さんにはすぐ連絡をとったそうです。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今後、やはり気を引き締めた事務整理、務めを果たしていただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

15時40分まで休憩します。

（午後 3時33分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時40分）

◎議案第4号～議案第13号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第4、議案第4号 鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例から日程第13、議案第13号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第4号 鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例から議案第13号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの10議案について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

初めに、議案第4号です。鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、関係法律の整備等に関する法律により、これまで都道府県が所管していた指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移管されるため、その基準条例を定めるものであります。

次に、議案書の12ページをお開き願います。

議案第5号です。鮫川村村営バス条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村村営バス運行について、運休日に、お盆期間です、「8月13日から16日」を加え、年末年始期間の「12月31日」を「12月29日」に改め、運行路線の起点を「広畑」から「鮫川中学校北口」に改めるとともに、運行距離を「17キロメートル」から「17.9キロメートル」に改めるものであります。

次に、議案書の14ページをお開き願います。

議案第6号です。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、職員の育児休業等に関する条例について、育児休業の承認、育児時間の延長、育児短時間勤務の承認における条例を定める特殊事情として、保育所等の「申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、あわせて育児短時間勤務の形態に関する条文の文言を整理するための改正であります。

次に、議案書の15ページをお開き願います。

議案第7号です。鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村奨学基金に新たに寄附があったことに伴い、基金設置条例に追加するものであります。

次に、議案書16ページをお開き願います。

議案第8号です。鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、渡瀬村民体育館を解体撤去したため、条例から削除するものであります。

次に、議案書の17ページをお開き願います。

議案第9号です。鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、村民保養施設さざり荘の施設の中のカラオケ室を個室として活用し、カラオケ使用料を無料とするため改正するものであります。

次に、議案書の18ページをお開きください。

議案第10号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立により、これまで市町村が国民健康保険を運営していたものを、平成30年4月から市町村とともに都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うことになるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の19ページをお開き願います。

議案第11号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の国民健康保険にお

ける財政責任主体が都道府県になることに伴う改正、及び平成30年度税制改正による国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ、軽減措置の所得判定基準額の引き上げ等について条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の21ページをお開きください。

議案第12号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画における介護給付サービス見込み等により介護保険料率を改正するため、条例の一部を改正するものであります。基準月額保険料を現行の「4,700円」から「5,400円」に変更するもので、第5段階を12月で6万4,800円とするものであります。

次に、議案書の22ページをお開き願います。

議案第13号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

この条例は、解体予定である水口住宅1戸、解体が完了した反田住宅2戸について条例別表第1及び第3から削除するもの、及び本則中の文言の整理を行うものであります。

以上で議案第4号から議案第13号までの10議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第14号～議案第21号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第14、議案第14号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）から日程第21、議案第21号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）までの8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第14号から議案第21号までの8議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第14号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申

上げます。

議案書の24ページから28ページ、歳入歳出補正予算書事項別明細書の1ページをお開きください。

補正前の予算額34億6,021万4,000円に対しまして今回補正で8,984万4,000円を増額し、補正後の予算総額を35億5,005万8,000円とするものであります。

歳入であります。事項別明細書は2ページをお開き願います。

主なものをご説明申し上げます。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税、1節現年課税分の1,290万円の増額は、個人村民税所得割の増加によるものであります。

同じく2項1目固定資産税、1節現年課税分530万円の増額は、土地、家屋、償却資産それぞれに対する課税額の増加によるものであります。

9款地方交付税です。普通交付税1億59万4,000円の増額であります。これは普通交付税の交付額の確定によるものであります。

12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料300万円の減額は、保育園入園者数及び1人当たりの保育料単価の減少によるものであります。

3ページです。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節未熟児養育医療費負担金の179万4,000円の減額は、新生児期に該当する未熟児がいなかったことによる減額であります。

14款県支出金、1項県負担金、2目衛生費県負担金、1節県養育医療費負担金の養育医療費負担金89万6,000円の減額も、新生児期に該当する未熟児がいなかったことによる減額であります。

同じく2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の84万5,000円の減額は、線量計1台が故障により校正しなかったこと及び合併処理浄化槽設置整備事業実績によるものであります。

4ページをお開き願います。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金130万円は、11月からのふるさとづくり寄附金15件分であります。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1,480万円の減額は、簡易水道施設整備事業ほか2事業に同基金の繰り入れを予定していたものについて、事業費確定に

より減額するものであります。

5 ページです。

同じく 5 目 1 節公有施設整備基金繰入金の970万円の減額は、鹿角平観光牧場施設改修事業ほか3事業に同基金の繰り入れを予定していたものについて、事業費の確定により減額であります。

同じく 6 目 1 節ふるさと後継者育成基金繰入金144万円の減額は、小・中学校修学旅行助成事業のほか2事業に同基金の繰り入れを予定していたものについて、事業費確定により減額するものであります。

20款 1 項村債です。議案書の28ページ、第3表の地方債補正を併せてご覧いただきたいと思えます。

2 目 1 節過疎対策事業債の高齢者総合福祉センター改修事業債860万円は、高齢者総合福祉センター施設改修事業費の一部に過疎債を充てたものであります。

同じく 3 目災害復旧事業債、1 節公共土木施設災害復旧事業債480万円の減額は、平成28年災の赤坂西野外5カ所の災害復旧事業費確定による減額であります。

同じく 4 目 1 節緊急防災・減災事業債160万円の減額は、防火水槽整備事業ほか2事業の事業費確定による減額であります。

続きまして、歳出の補正予算であります。

事項別明細書は6ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、25節積立金の財政調整積立金5,000万円の増額は確定した交付税交付金を同基金に、公有施設整備基金5,059万4,000円の増額も交付税交付金を同基金に、そしてふるさとづくり基金130万円の増額は、やっぱりふるさとづくり寄附金を同基金に積み立てするものであります。

9 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目介護保険事務費、28節繰出金の1,051万8,000円は、介護保険給付費村負担金及び介護給付費の増加見込みのため、介護保険特別会計への繰出金であります。

10ページをお開きください。

同じく 2 項児童福祉費、5 目こどもセンター費、15節工事請負費220万円の減額は、こどもセンターLED照明設置工事の事業費の確定による減額であります。予算より半分でできたそうです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目母子衛生費、11 ページです、20 節扶助費280 万円の減額は、妊婦健診費を9 万円、特定不妊治療等助成費で75 万円、養育医療費196 万円をそれぞれ減額するものであります。

同じく4 目環境衛生費、19 節負担金、補助及び交付金180 万4,000 円の減額は、安全・安心でおいしい地下水連絡協議会開催地負担金143 万円の減額、合併処理浄化槽設置整備事業費で37 万4,000 円を減額するものであります。

同じく28 節繰出金1,036 万円の減額は、簡易水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計の事業費確定見込みによる繰出金の減額であります。

同じく5 目診療所費、28 節繰出金430 万6,000 円の減額は、国民健康保険特別会計直診勘定への繰出金を減額するものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、13 節委託料51 万5,000 円の減額は、会議録調製業務で11 万7,000 円、農地地図システム保守業務で18 万2,000 円、農地台帳一元化システム地図更新業務で21 万6,000 円をそれぞれ減額するものであります。

次のページです。12 ページです。

同じく3 目農業振興費、19 節負担金、補助及び交付金26 万8,000 円の減額は、農産物被害防止対策事業費で23 万2,000 円を増額補正し、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費で50 万円を減額するものであります。

7 款1 項商工費、1 目商工業振興費、19 節負担金、補助及び交付金33 万円は、街路灯維持事業で修繕費が大幅に増加したことにより補助金を増額するものであります。

次、13 ページです。

8 款土木費、3 項住宅費、1 目住宅管理費、15 節工事請負費75 万円の減額は、前田団地の住宅改修工事を減額するものであります。

同じく3 目分譲地整備費、13 節委託料200 万円の増額は、分譲住宅地配水管等布設工事の設計業務委託料であります。

9 款1 項消防費、2 目消防施設費、15 節工事請負費80 万4,000 円の減額は、蕨平地区防火水槽設置工事費確定による減額であります。

次のページです。14 ページです。

4 目災害対策費、19 節負担金、補助及び交付金100 万円の減額は、住宅背後地災害対策支援事業補助金の減額であります。

次に、議案書の27 ページをお開きください。

第2表、繰越明許費についてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費の携帯電話等エリア整備事業3,795万4,000円ほか4事業合わせて1億1,245万2,000円について繰り越すこととしております。主な理由としては、各事業とも進捗状況により翌年度に事業を繰り越して実施する必要が生じたためであります。

続いて、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第15号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の29ページ、事項別明細書は20ページをお開きください。

補正前の予算総額5億6,719万5,000円に対しまして今回4,827万5,000円を減額し、補正後の予算総額を5億1,892万円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書21ページをお開きください。次のページです。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分183万6,000円の減で、主な理由は、被保険者数の減少等による課税額の減少であります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分のうち療養給付費1,847万9,000円の減額は、一般被保険者療養給付に係る国庫負担金の減額であります。

同じく2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金909万1,000円の減額は、国民健康保険調整交付金が確定したことによるものであります。

22ページです。

同じく2節特別調整交付金443万7,000円は、これは増額です。へき地診療所運営費に対する特別調整交付金の確定による増額分であります。

5款県支出金、2項県補助金、1目1節財政調整交付金の993万4,000円の増額は、県補助金の変更による増額分であります。

6款1項1目1節共同事業交付金の高額療養費共同事業交付金219万2,000円の減額は、高額医療給付金が見込みを下回ることによる減額であります。

同じく2節保険財政共同安定化事業交付金2,813万4,000円の減額は、保険財政共同安定化事業交付金が見込みを下回ることによる減額であります。

歳出であります。23ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助及び交付金3,400万円の減額は、一般被保険者療養給付費負担金の支払いが減少する見込みのもの

であります。

同じく 2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、19 節負担金、補助及び交付金の 800 万円の減額は、一般被保険者高額療養費の支払いが減少する見込みによるものであります。

24 ページです。

7 款 1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、19 節負担金、補助及び交付金 235 万 1,000 円の減額及び同じく 2 目保険財政共同安定化事業拠出金 570 万 8,000 円の減額は、医療費実績被保険者数の見込みによりそれぞれの拠出金を減額するものであります。

25 ページです。

10 款諸支出金です。2 項繰出金、1 目直営診療施設勘定繰出金、28 節繰出金 430 万 6,000 円の増額は、へき地診療所運営に係る特別調整交付金分の決定による増額分を繰り出すものであります。

次に、議案第 16 号 平成 29 年度 鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 4 号）についてご説明を申し上げます。

議案書は 31 ページ、事項別明細書は 28 ページをお開き願います。

補正前の予算額 7,112 万 8,000 円に対しまして今回 762 万 2,000 円を減額し、補正後の予算総額を 6,350 万 6,000 円とするものであります。

歳入であります。29 ページをご覧ください。

1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療報酬収入から 6 目介護報酬収入までの合計において 809 万 2,000 円の減額は、各診療報酬収入が減少となる見込みによるものであります。

30 ページをご覧ください。

3 款繰入金、2 項 1 目 1 節事業勘定繰入金 430 万 6,000 円の増額は、へき地診療所運営に係る特別調整交付金分を増額するものであります。

次に、31 ページをお願いします。歳出です。

2 款 1 項医業費、3 目医薬品衛生材料費、11 節需用費の医薬材料費 320 万円の減額は、医薬材料費を減額するものであります。

3 款 1 項 1 目予備費 371 万 7,000 円の減額は、歳入歳出予算の不足分に予備費を充てるものであります。

次に、議案第 17 号 平成 29 年度 鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について

ご説明を申し上げます。

議案書は33ページ、事項別明細書は32ページをお開き願います。

補正前の予算額1億2,842万円に対しまして今回365万7,000円を減額し、補正後の予算総額を1億2,476万3,000円とするものであります。

歳入であります。33ページをお開き願います。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、1節水道使用料において276万9,000円を増額します。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金において958万1,000円を減額します。

6款諸収入、2項2目1節雑入で、消費税還付金315万5,000円を増額補正します。

歳出です。34ページです。

4款1項1目予備費365万7,000円の減額は、歳入予算の減額に対する不足分を充てるものであります。

次に、議案第18号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）です。

議案書は35ページ、事項別明細書も35ページをお開き願います。

補正前の予算額970万1,000円に対しまして今回90万円を増額し、補正後の予算総額を1,060万1,000円とするものであります。

事項別明細書の36ページをお開きください。

歳入において、3款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金でバス財政調整基金から90万円を繰り入れし、37ページです、歳出において、1款総務費、1項1目村営バス事業費で11節需用費6万9,000円を増額し、バスの回数券を新規作成するものと、同じく13節委託料で94万5,000円を増額し、2台のバスにドライブレコーダーを設置するものであります。

次に、議案第19号 平成29年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の37ページ、事項別明細書は38ページをお開き願います。

補正前の予算額3,563万5,000円から今回77万9,000円を減額し、補正後の予算総額を3,485万6,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書39ページをお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で77万9,000円を減額します。
40ページです。歳出です。

1款施設費、1項1目施設管理費、11節需用費の修繕料159万9,000円は、中野地区の集落排水処理場の水位計を修繕するため増額補正するものであります。

次に、議案第20号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の39ページ、事項別明細書は41ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億7,146万9,000円に対しまして今回1,556万2,000円を増額し、補正後の予算総額を4億8,703万1,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書の42ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料で160万6,000円、同じく2節現年度分普通徴収保険料で264万3,000円をそれぞれ減額します。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分で333万7,000円を増額補正します。

4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分で297万2,000円を増額します。

43ページです。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節介護給付費繰入金1,062万円を増額補正します。

44ページをお開きください。

歳出においては、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金で516万円、同じく3目地域密着型介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金で205万5,000円をそれぞれ減額し、同じく4目施設介護サービス給付費で1,822万6,000円を増額補正します。

同じく2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金212万8,000円を減額。

45ページです。

同じく6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、19節負担金、補助及び交付金318万7,000円を増額です。

4款地域支援事業費、2項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、19節負担金、補助及び交付金で231万7,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第21号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は41ページです。事項別明細書は47ページをお開き願います。

補正前の予算額3,593万9,000円に対し今回150万3,000円を増額し、補正後の予算総額を3,744万2,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の48ページをご覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料において、1節現年度分特別徴収保険料95万2,000円を減額し、同じく2節現年度分普通徴収保険料244万8,000円を増額補正します。

49ページです。

歳出においては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金で151万5,000円を増額補正するものであります。

以上で議案第14号から21号までの8議案につきまして提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第22号～議案第31号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第22、議案第22号 平成30年度鮫川村一般会計予算から日程第31、議案第31号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第22号から議案第31号までの10議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度予算編成方針につきましては冒頭の挨拶で申し上げたとおりであります。

一般会計、特別会計予算書をご覧願います。

1ページをお開きください。

議案第22号 平成30年度鮫川村一般会計予算であります。

予算総額が28億9,300万円であります。

次に、8ページをお開き願います。

前年度予算と比較しますと1億8,700万円、率にして6.1%の減額予算となっております。

歳入予算における村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源は7億2,400万円余りで、予算総額の約25%、また国庫支出金、県支出金、地方交付税、村債などの依存財源は21億6,800万円余りで、約25%となっております。

1つ前の7ページにお戻りください。第2表地方債について記載しております。

予算書の26ページ、27ページの20款の村債と併せてご覧いただきたいと思えます。

辺地対策事業費は5,940万円であります。これは、村道水口大沢線改良事業のほか1路線の整備のほか、小型動力ポンプ積載車整備事業に充てることとしております。過疎対策事業債は4,260万円で、林道東前田線整備事業、村道富田山田線舗装補修事業のほか、過疎地域自立促進特別事業、ソフト事業に3,320万円を充てることとしております。臨時財政対策債は7,100万円あります。

起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行、利率は5%以内、償還の方法は、起算日から30年以内の期間において資金の融通条件並びに村長の定めるところにより償還いたします。ただし、村の財政の都合により償還期限を短縮または繰上償還もしくは低利に借りかえるようなこともできるとしてあります。

次に、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税が1億215万5,000円、2目法人村民税が1,086万2,000円あります。村民税合計が1億1,301万7,000円で、前年度と比較しますと22万5,000円、率にして0.2%の減となっております。

同じく2項固定資産税は1億3,369万3,000円あります。

同じく3項1目軽自動車税は1,347万7,000円、同じく4項1目村税の村のたばこ税は398万1,000円を見込んであります。

12ページです。

9 款地方交付税14億3,703万8,000円で、前年度と比較しますと1,592万9,000円、率にして1.1%の減額で見込んでおります。要因は、国の地方交付税総額の概算要求枠が出口ベースで対前年比2.5%の減となっていることを考慮させていただきました。

15ページです。

13款国庫支出金のもろもろですが、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節障害者保護費負担金が4,249万4,000円となっております。

16ページです。

同じく 3 節児童手当負担金3,793万4,000円となっております。

同じく 3 目災害復旧費国庫負担金、1 節公共土木施設災害復旧事業費負担金が895万5,000円となっております。

同じく 2 項国庫補助金で、3 目土木費国庫補助金、1 節道路橋梁費の補助金の社会資本整備総合交付金5,482万4,000円は、村道の橋梁等の防災安全対策に要する補助金であります。

その下の欄の 2 節住宅地補助金1,441万5,000円は、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、老朽建築物除去事業などに対する補助金であります。

17ページです。

14款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、1 節障害者保護費負担金2,124万6,000円は、障害者保護のための県負担金であります。

18ページです。

同じく 2 節保険基盤安定負担金2,180万円は、国民健康保険及び後期高齢者医療の事業運営のための県負担金であります。

同じく 2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節総務費管理補助金の市町村生活交通対策事業費300万円は、村営バスの運行及び廃止路線代替バス事業、これは埴・鮫川線に対する補助金であります。

19ページです。

同じく 4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金の総額は1 億164万6,000円であります。このうち中山間地域等直接支払交付金が6,917万4,000円、多面的機能交付金事業は1,421万6,000円となっております。

同じく 1 節林業費補助金7,617万9,000円を計上しております。このうち、ふくしま森林再生事業6,562万円は、森林除染の効果を高める間伐等促進事業の補助金であります。

同じく 2 節県単林道改良事業、東前田線の舗装445万円を見込んでおります。

20ページです。

同じく 8 目農林水産業施設災害復旧費県補助金、1 節農地等災害復旧事業費補助金で599万5,000円を計上しております。

同じく 3 項委託金、2 目 1 節土木費委託金810万円は、国・県道路の維持補修業務の委託金であります。

22ページです。

17款繰入金、2 項基金繰入金、1 目 1 節財政調整繰入金は、こどもセンター運営事業に8,000万円、環境整備事業に4,000万円、簡易水道施設整備事業費に3,000万円のほか、3 事業と公債費償還金合わせて合計で 2 億3,700万円を計上しております。

23ページをお願いします。

同じく 2 目 1 節ふるさと基金繰入金240万円は、文化財の継承支援事業費と学校教育支援事業費にふるさとづくり基金から繰り入れするものであります。

同じく 5 目 1 節公有施設整備基金繰入金5,680万円は、農業者トレーニングセンタープール補修事業、村民保養施設増築事業ほか 3 事業に対し繰り入れするものであります。

同じく 9 目 1 節福祉基金の繰入金3,500万円は、社会福祉協議会活動補助等の事業に対する繰入金であります。

24ページです。

19款諸収入、4 項受託事業収入、2 目農林水産業費受託事業収入、1 節農業費受託事業収入のうち1,620万円は、米の全袋検査の推進事業費の受託料であります。

同じく 5 項 1 目 1 節雑入、25ページです。光ファイバー網貸付料1,166万2,000円は、村の光ファイバー I R U 契約による貸付料の予算であります。

歳出予算であります。事業の主なものにつきましては、お手元に配付いたしました議案要旨の中の平成30年度一般会計予算主要事業調書をご覧くださいと思います。

次に、109ページをお開きください。

議案第23号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算であります。

113ページです。

予算総額が 4 億3,497万3,000円で、前年度と比較しますと 1 億628万円の減額予算となっております。

114ページの中ほどをご覧ください。

国保世帯数が499世帯、被保険者数が896人で、前年度比で55人の減となっております。55人が減ったということです。平成30年4月1日から市町村とともに県が国保の財政運営の責任主体となることについては、国民健康保険条例の一部改正等で説明したとおりであります。1人当たりの保険税額は11万6,279円となっております、前年度と比較しますと4.54%の増となりますが、保険税の本算定においては、国保運営協議会において審議され、6月定例議会において決定いただくことになっております。

次に、132ページをお開き願います。

議案第24号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）の予算であります。

134ページをお開きください。

予算総額が6,623万1,000円で、前年度と比較しますと73万3,000円の増額予算となっております。

135ページです。

1款診療収入、1項外来収入合計は4,308万2,000円を見込んでおります。対前年度と比較しますと120万円の減で見込んでおります。

136ページです。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は1,137万4,000円を計上しております。

歳出の主なものですが、137ページをお開きください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は、医師に対する医療業務委託料を含む総額で4,041万1,000円となっております。

139ページです。

2款1項医業費の合計は2,529万5,000円となっております。

続いて、143ページをお開きください。

議案第25号です。平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算であります。

146ページです。

予算総額が1億948万9,000円で、前年度と比較しますと570万8,000円の減額予算となっております。

歳出の主なものですが、150ページです。ご覧ください。

2款施設費、2項1目施設設備費、15節工事請負費の2,770万2,000円は、生活基盤近代化事業補助金を活用し水道の未普及地域の解消事業で、寅卯平・草牛地内までの配水管布設事

業の平成30年度分であります。

次に、156ページをお開き願います。

議案第26号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計であります。

158ページをお開きください。

予算総額が980万円で、前年度と比較しますと200万円の増額予算となっております。

159ページです。

歳入の主なもので、1款使用料及び手数料のバス運行収入は549万6,000円を見込んでおります。

歳出の主なものです。160ページをお開きください。

1款総務費、1項1目村営バス事業費は717万2,000円となっております。

続いて、163ページをお願いします。

議案第27号です。平成30年度鮫川村集落排水事業特別会計予算であります。

165ページをお開き願います。

予算総額が4,378万2,000円です。前年度と比較しますと1,102万5,000円の増額予算となっております。

168ページをお開き願います。

歳出の1款施設費、1項1目施設管理費、13節委託料のうち、経営戦略策定業務に378万円、同じく15節工事請負費のうち、マンホール段差解消事業費202万円、集落排水処理施設電気設備工事費に380万2,000円を計上しております。

次に、171ページをお開き願います。

議案第28号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計予算であります。

174ページです。

予算総額が4億8,256万4,000円です。前年度と比較しますと2,443万4,000円の増額予算となっております。

歳入の主なものですが、175ページです。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は8,343万1,000円です。平成30年度から平成32年度までの保険料は標準額で月額5,400円となります。

歳出の主なものです。

180ページから182ページまでの2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の1目から9目までの合計が3億8,341万円となっております。

次に、191ページをお開き願います。

議案第29号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計予算であります。

193ページです。

予算総額が1,640万円で、前年度と比較しますと470万円の増額予算となっております。

今回、施設関連の老朽化により、案内板の更新や調理用備品の更新のための増額予算となっております。

次に、197ページをご覧ください。

議案第30号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計予算であります。

199ページです。

予算総額が1億75万3,000円で、前年度と比較しますと13万1,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものです。200ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金が5,932万5,000円です。前年度と比較しますと49万4,000円の増となっております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金の運営費、給食費補填金は合わせて2,614万5,000円で、前年度と比較しますと28万円の増額となっております。

4款諸収入、1項納付金、1目1節給食費納付金1,478万6,000円は、前年度と比較しますと75万1,000円の減となっております。

次に、208ページをお開き願います。

議案第31号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算であります。

210ページをお開きください。

予算総額が3,850万5,000円で、前年度と比較しますと214万1,000円の増額となっております。

歳入の主なものは211ページです。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は2,402万8,000円。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は1,447万2,000円となっております。
歳出の主なものは213ページです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は3,736万8,000円となっております。

以上で議案第22号から31号までの10議案についての説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

◎議案第32号～議案第41号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第32、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村食と農の学習施設、鮫川村農産物加工・直売所 手・まめ・館）から日程第41、議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第32号から議案第41号までの10議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の43ページをお開き願います。

初めに、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成30年4月1日から33年3月31日までの鮫川村食と農の学習施設、鮫川村農産物加工・直売所「手・まめ・館」の指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書44ページをお開き願います。

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案も、平成30年4月1日から33年3月31日までの鮫川村特産品加工施設の指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書の45ページをお開き願います。

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案も、平成30年4月1日から33年3月31日までの鮫川村農産物保管調整施設の指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書46ページをお開き願います。

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案も、平成30年4月1日から33年3月31日までの鮫川村農産物備蓄倉庫の指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書47ページをお開き願います。

議案第36号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案も、平成30年4月1日から33年3月31日までの鮫川村豊かな土づくりセンターの指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書の48ページをお開き願います。

議案第37号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案も、平成30年4月1日から33年3月31日までの鮫川村薪ステーションの指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書49ページをお開き願います。

議案第38号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案も、平成30年4月1日から33年3月31日までの鮫川村高齢者総合福祉センターひだまり荘の指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書50ページをお開き願います。

議案第39号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案も、平成30年4月1日から33年3月31日までの鮫川村村民保養施設、交流福祉センターさざり荘の指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書51ページをお開き願います。

議案第40号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案も、平成30年4月1日から33年3月31日までの鮫川村高齢者向け優良賃貸住宅の指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案書の52ページ、53ページをお開きください。

西山辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、村道水口・大沢線改良と舗装の事業費を当初計画「6,000万円」から「1億円」に変更し、全線改良するものであります。

以上で議案第32号から議案第41号までの10議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第42、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、3月12日の現地調査にて東白衛生組合に議案の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

8日から12日までは常任委員会で議案調査をお願いします。

12日は現地調査を予定しています。

13日は午後1時30分から本会議を開きます。

なお、10日、11日は休会といたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時58分）

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成30年第2回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年3月13日(火曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 4号 鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第 5号 鮫川村村営バス条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第 7号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第 8号 鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第 9号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第10号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第11号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第12号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第13号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第14号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算(第8号)
質疑・討論・採決

- 日程第12 議案第15号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第16号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第14 議案第17号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
質疑・討論・採決
- 日程第15 議案第18号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第19号 平成29年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第20号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第21号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第22号 平成30年度鮫川村一般会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第23号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第24号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
質疑・討論・採決
- 日程第22 議案第25号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第23 議案第26号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第24 議案第27号 平成30年度鮫川村集体排水事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第25 議案第28号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計予算
質疑・討論・採決

- 日程第26 議案第29号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第27 議案第30号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第28 議案第31号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第29 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村食と農の学習施設、
鮫川村農産物加工・直売所 手・まめ・館）
質疑・討論・採決
- 日程第30 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村特産品加工施設）
質疑・討論・採決
- 日程第31 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物保管調整施
設）
質疑・討論・採決
- 日程第32 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物備蓄倉庫）
質疑・討論・採決
- 日程第33 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村豊かな土づくりセ
ンター）
質疑・討論・採決
- 日程第34 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村薪ステーション）
質疑・討論・採決
- 日程第35 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村高齢者総合福祉セ
ンター ひだまり荘）
質疑・討論・採決
- 日程第36 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村村民保養施設、交
流福祉センター さぎり荘）
質疑・討論・採決
- 日程第37 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村高齢者向け優良賃
貸住宅）
質疑・討論・採決

日程第38 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）
質疑・討論・採決

日程第39 請願について

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願
について

審査結果の報告・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第39まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出に
について

趣旨説明・質疑・討論・採決

出席議員（9名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
7番	前田雅秀君	8番	関根政雄君
9番	前田武久君	10番	宗田雅之君
11番	星一彌君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	鏑木重正君	農林商工課 兼任農業委員会 事務局長	村山義美君
地域整備課長	渡邊敬君	教育課長	鈴木守弘君
代査委員	根本一美君	会計兼 管理者兼 出納室長	古舘甚子君

職務のため出席した者の職氏名

議 会
事 務 局 長 齊 藤 利 己

書 記 矢 吹 かおり

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第4号～議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第4号 鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例から日程第10、議案第13号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました

これから議案第5号 鮫川村村営バス条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号～議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第11、議案第14号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）から日程第18、議案第21号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 平成29年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号～議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第19、議案第22号 平成30年度鮫川村一般会計予算から日程第28、議案第31号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 30年度の予算関係の中で、財政調整基金についてお聞きしたいと思います。

財政調整基金は、収支が不足する場合に、年度間の財源不足に備えるために設置しているわけですが、30年度の予算も財政調整基金を取り崩すということになっておりますが、この中でお聞きしたいのは、財政標準規模というのを、毎年、普通交付税の算定期間に多分示されていると思うんですね。標準財政規模というのは大体10%、そのくらいが財政調整基金に積み立てるのが標準だろうと言われていたんですが、昨年度のやつで財政の関係でわかっていたらその額をお示し願いたいというのと、わかりますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○3番（北條利雄君） それと財政調整基金、早く言うと年度間の財政の調整をするので貯金なんですけれども、国の厳しい、普通交付税も減額する予定ですし、これから20年度に向かって東京オリンピックの部分で、そちらのほうに金が回るんだらうという心配もありますので、これから、それまでに相当、村の財政も厳しくなるんだらうという中で、この財政調整基金を取り崩して収支を合わせていただけじゃなくて、行財政の改革を村としてどのように、これからやっていかなきゃならないんだと思うんで、もしそういう、村長の考えがあれば伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） まず、29年度の財調でいいますと、2億1,000万ほど当初予算の中で取り崩させていただきました。途中5,200万ほど補正しまして2億6,200万です。この29年度のこういった2億6,200万を取り崩したことによって、29年度の残が6億1,700万ほどになります。今度の29年度の当初予算で3億近くを取り崩しました。ですから、残りが3億8,000万ほどになります。基準財政規模からいうと、この財調が適当かという、ただ当初予算で見ますと、当初予算3億近く取り崩すようになるんですね。ですから、できれば5億ぐらいあったほうがいいと思っていますが、まだ工事も終わってありません。こういった中で、やはり財調は5億ぐらい次年度に繰り越したいなという思いでおります。

あと、そのほかに、これはこういった議会、議場でお話ししていいかどうか迷いますが、公有施設整備基金、これがあります。これがことしの29年度の残高で8億近くあります。こういったことも少し心の支えになっているのかなと思います。ただ、鮫川村はこれからが大変です。これから、小学校、中学校の校舎が傷んでおります。こういったことで、できるだけ多くの公有施設整備基金を積んで次の事業に備えたいと思いますので、できるだけ隠しながら皆さんの要望に応えていきたいと思っています。

ただ、余り厳しくやりますと、前向きな予算も取り組めません。やはり大事なものは、農家の皆さんをいかに守って、適正な援助をしながら鮫川村の農業振興を図っていくか、農業者が希望を持って就農できる環境づくりをするか、こういったことをご理解いただきたいと思っています。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 先ほど質問した標準財政規模、交付税算定自治体は全国一律の算出方

法で示されるはずなんですね。それが多分わかるはずなんだけれども、もしわかれば教えていただきたいということと、行財政改革のそういう考えがあるかどうかについてもご答弁いただきたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 基準財政の関係は総務課長よりお答えをいたします。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） 今ほどの北條議員のご質問でございますが、平成28年度の決算状況の中での数字であります。鮫川村の標準財政規模は20億7,312万2,000円となっております。

それと、行政改革の件ですが、ずっと平成11年度以降にも取り組んでまいりまして、一昨年は定員管理計画ということで、定員の抑制を図るということでの計画の取り組みを行ってきたのと、あわせて昨年度は機構改革ということで、課の規模を変えるというような取り組みをしてまいりまして、一定程度の取り組みはしております。ただ、財政の関係につきましては、今後、今までの取り組みと違いまして、今後の見通しも含めまして、さらに改革に取り組んでいきたいということでは常に考えているところであります。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 今、標準の財政規模をお示しいただきました。大変考慮した中で予算編成、村も大変なご苦勞をされて編成されたのかと思っておりますけれども、これからこれが30年度以降も楽になっていくのかなという、なっしてほしいと私は思っているんですが、やはり全国的にも自治体の財政規模はかなり厳しくて、どこでも財政調整基金を崩しながら予算編成をやっているという話を聞いております。そういう部分では、こういうものを取り崩すということを前提にするだけじゃなくて、やはりやれるところ、行政も財政もそうなんです。その部分を改革しながら少しでも健全な村づくりにいろんなお金、考え方を使っていただきたいと思いますということをお話ししまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 30年度の一般会計予算の中の歳出、総務費ですね、委託料ということで、事項別34ページの一番下のところをごらんいただきたいと思っております。

約10年に一度の村政要覧の作成、それから資料編、総合パンフレットということで、担当課長からことし作成をしたいという説明を受けました。こちらは2009年につくられた直近の

村政要覧であります。カラーで24ページということで、大樂村長が村長におなりになった後につくられた第3次振興計画にのっとりた村政要覧だと思います。それで、こういった村内外に残す村政要覧ですね、こういったものは約2,500部つくるということですので、村民、それから村外の皆様にもきちんと村を紹介できるような大事な冊子であるということで、議案調査を受けました。

この中で、私、質疑をしたいのは、今、財政の問題ということで、新年度6%以上減ということで、大概厳しい予算組みということで、財調、各基金のほうからも3億5,000万近い基金を取り崩すという厳しい中での予算編成の中で、こういった制作費、担当課長にも話をしましたけれども、この村政要覧の制作は、あくまでもコピーライターというか、文面そのものは職員がつくと。そしてまた最終的な仕上げはプロの印刷業者か、そういった専門業者をお願いすると。あと写真も専門写真家に見積もりをとっているようであります。400万の中で約20万くらい写真専門家に撮っていただいて、そのほかまたここまで仕上げるために400万という予算をしているんですけども、実はこういった冊子というのは、優秀な職員がきちんとこの文言を出して、そして専門家の写真屋に1年間通してか四季を通して写真を提供してもらおうと。あとまた、写真コンテスト等の優秀な写真も、その権利がこちらにあるのであれば活用するというので、手づくりでつくれば、もっともっと予算を削減できるのではないかと考えております。

そういった観点から、こういった10年に一度の冊子をつくる上で村長のお考え、もっとこう削減できる、手づくり感もあって投資効果がいいのもができるのではないかとということで担当課長にも話をしましたが、村長のその心づもりといたしますか、10年に一度の大事な冊子ですから、財政が厳しい中で、しかしながらも、もっと格安にできる方法がないものかという模索をすべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） まず、職員がそういった、今、広報関係はニシハシ君でやっていて、総務企画のほうになるとまた、この要覧づくりは企画の農林商工課になると思います。こういったことを見ますと、そうですね、いろいろプロのわざと素人のわざ、その辺かみ合わせながら、やはりその手づくり感も出せるように、いつもそうですね、振興計画なんかも業者に丸投げ、これは私は決してよくないと思っています。ただ、この観光パンフレットは、また違った見方があるのかなとっております。ですが、今、関根議員の話された、幾らかでも経費が削減になるようでしたならば、今、既存の写真を上手に使ったり、あるいは一方で

はプロのわざを駆使してもらって見やすい要覧をつくる。そういったことで検討を加えながら、恥ずかしくない要覧をつくっていきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 地方創生、そしてまた総合ビジョン策定から各基本構想策定ですね、これずっと2年間ぐらい前からできていまして、我々どももその計画を承認して、決算も承認してきたわけですけども、その決算内容を見てみると、どうも俗に言う広告代理店、コンサルと言われる方々のアバウトな見積もりですね、それは適正か適正でないかというのはちょっとわからないんですけども、例えば、鹿角平にドローンを1回飛ばして60万円とか、それから埼玉放送に放映して100万円とか、30秒のビデオをつくっても500万かかっているわけです。それと、そのほかの策定業務にも鹿角平で1,200万、それは全てではありません。検討委員の日当まで入っていますけれども、そういった500万、500万、500万というような地方創生の国から来るお金をそのまま出しているから、違和感なく、疑いもなくということであるかもしれませんけれども、多分ちょっと高いのではないかというのは、職員も村長も多分お気づきだと思います。

こういったものを、プロのわざはプロのわざです、確かにレイアウトとか、こういうイラストレーターとか、イラストとかコピーライターですね、その文章もプロのわざは間違いなく必要でありますけれども、こういった思い入れを入れるのは職員、また我々、村長のお考えもあるし、村の10カ年計画の中での思い入れをこの中に託したものを表現してもらうのはプロの仕事だと思いますので、どうか村内外にもこういった成果品を出せる業者、山ほどおります。村内にもおりますから。ですから、そういった投資効果をなるべく抑えて、いいものができるようなパンフレット作成を期待しております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「議長、補正予算じゃないでしょう」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 失礼。

鮫川村一般会計予算を採決します。

失礼をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

先ほどは失礼をいたしました。

これから議案第23号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 平成30年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号～議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第29、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川

村食と農の学習施設、鮫川村農産物加工・直売所（手・まめ・館）から日程第38、議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村食と農の学習施設、鮫川村農産物加工・直売所（手・まめ・館））を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村特産品加工施設）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物保管調整施設）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物備蓄倉庫）を

採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村豊かな土づくりセンター）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村薪ステーション）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村高齢者総合福祉センター ひだまり荘）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村村民保養施設、交流福祉センター さぎり荘）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村高齢者向け優良賃貸

住宅)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(西山辺地)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長(星 一彌君) 日程第39、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、関根政雄君。

○8番(関根政雄君) 請願審査の結果をご報告を申し上げます。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書。
審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願につきましては、3月8日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定をいたしました。

その理由。現在の福島県最低賃金は、時給で748円であり、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円にはほど遠い金額であり、全国で31位と低位にあります。福島県の復興を促進させる上で、若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかける上で重要なこと、さらに日本経済がデフレからの脱却を図り、持続可能な経済の好循環に結びつけるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であると判断をし、採択することといたしました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において上記のとおり決定をしたので、ご報告をいたします。

○議長(星 一彌君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたします。

ここで暫時休議します。

（午後 2時09分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが、8番、関根政雄議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第1とし議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の日程等に関する事項について、議会政策提言検討特別委員長、北條利雄君から、議会政策提言書回答の検証事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたします。

会議を閉じます。

平成30年第2回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 2時17分）

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成30年3月13日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 前 田 武 久

署 名 議 員 宗 田 雅 之